

令和４年第四回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第２号）

令和４年１２月７日（水曜日）午前９時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 7 0 号 令和 4 年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第 3 議案第 7 1 号 令和 4 年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算
- 第 4 議案第 7 2 号 令和 4 年度八丈町病院事業会計補正予算
- 第 5 議案第 7 3 号 令和 4 年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算
- 第 6 議案第 7 4 号 八丈町個人情報保護法施行条例
- 第 7 議案第 7 5 号 八丈町情報公開・個人情報保護審査会条例
- 第 8 議案第 7 6 号 八丈町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 7 7 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 0 議案第 7 8 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 1 1 議案第 7 9 号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 1 2 議案第 8 0 号 八丈町高校生等の医療費の助成に関する条例
- 第 1 3 議案第 8 1 号 八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 1 4 議案第 8 2 号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 議案第 8 3 号 八丈町火葬場条例の一部を改正する条例
- 第 1 6 議案第 8 4 号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例
- 第 1 7 議案第 8 5 号 東京都と八丈町との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約の一部を変更する規約
- 第 1 8 議案第 8 6 号 損害賠償の額の決定について
- 第 1 9 議案第 8 7 号 八丈町コミュニティセンター A 棟外壁・防水改修工事請負契約の変更
- 第 2 0 議案第 8 8 号 八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び附属施設建築工事請負契約

- 第21 議案第89号 八丈島歴史民俗資料館及び付属施設機械設備工事請負契約
 第22 認定第4号 令和3年度八丈町一般会計決算認定について
 第23 認定第5号 令和3年度八丈町介護保険特別会計決算認定について
 第24 認定第6号 令和3年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について
 第25 認定第7号 令和3年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について
 第26 発議第4号 八丈町議会の個人情報保護に関する条例
 第27 承認第18号 議員の派遣承認について（フリージアまつり表敬訪問）
 第28 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（12名）

1番	真田幸久君	2番	浅沼隆章君
3番	奥山幸子君	4番	浅沼清孝君
5番	山下則子君	6番	金川孝幸君
7番	冲山昇君	8番	岩崎由美君
9番	浅沼碧海君	10番	山下巧君
11番	浅沼憲春君	12番	山本忠志君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	佐々木真理君	教育長	佐藤誠君
企画財政 課長	和田一宏君	総務課長	高野秀男君
総務課 課長補佐	山下進君	住民課長	佐藤真一君
福祉健康 課長	奥山勉君	福祉健康 課長補佐	大澤知史君
建設課長	瀬筒国治君	産業観光 課長	大川和彦君
会計課長	田村久美君	企業課長	菊池拓君
教育課長	菊池良君	消防長	菊池邦彦君
病院 事務長	菅原宏幸君	企画財政 課係長	冲山晃君

総務課長 文書係	金川 祐子 君	税務課長 課税係	土屋 巧 君
税務課長 徴収係	米田 眞理 君	住民課長 住民係	佐々木 恒 君
住民課長 環境係	小野 高志 君	住民課長 医療係	菊池 直貴 君
福祉健康係 課長	川上 裕次郎 君	年金長 福祉健康係	菊池 泰 君
福祉健康係 主任	廣瀬 悠志 君	福祉係 課長	岡野 豊広 君
産業観光業 課長	菊池 和樹 君	企業係 課長	笠原 達也 君
教育係 課長	菊池 裕介 君	病院事務 局長	清水 秀和 君
病院事務 局長		消防係 主査	

事務局職員出席者

事務局長	高橋 太志 君	庶務係長	山本 良太 君
書記	沖山 悌久 君	書記 (録音)	西野 めぐみ 君

◎開議の宣告

○議長（山本忠志君） ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和4年第四回八丈町議会定例会2日目は成立いたしました。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（山本忠志君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本忠志君） 日程第1、会議録署名議員に、5番、6番議員を指名いたします。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第2、議案第70号 令和4年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） おはようございます。

書類番号3をお願いします。

1ページをお願いします。

議案第70号 令和4年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。第1条、令和4年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

次のページをお願いします。

継続費。第5条、継続費の総額及び年割額を次のとおり補正する。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、事業名、大川浄水場改修事業、補正前、総額7億4,607万8,000円、令和3年度年割額9,296万6,000円、令和4年度年割額2億8,863万5,000円、令和5年度年割額3億6,447万7,000円。補正後、総額7億5,155万6,000円、令和3年度の年

割額は変わりません。令和4年度年割額3億7,784万2,000円、令和5年度2億8,074万8,000円。工事施工管理委託が増となるほか、今年度出来高に合わせ年割額の調整になります。

中央監視装置改修事業、補正前、総額2億6,326万9,000円、令和3年度年割額6,730万円、令和4年度年割額1億9,596万9,000円。補正後、2億5,826万9,000円、令和3年度年割額6,730万円、令和4年度年割額1億9,096万9,000円。一部改修取りやめによる減となります。

大川取水施設改良事業、補正前、総額1億283万7,000円、令和3年度年割額4,400万円、令和4年度年割額5,883万7,000円、補正後総額1億756万9,000円。令和3年度の年割額は変わりません。令和4年度年割額6,356万9,000円。材料数の変更による増となります。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

11ページをお願いします。

令和4年度八丈町水道事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入。

1款水道事業収益、1項営業収益5,300万円の減。2項営業外収益5,300万円の増。水道料金、11月から1月請求分が一般会計から補助されることとなったため、組み替えるものです。支出です。

1款水道事業費用、1項営業費用1,377万1,000円の増。主に施設の電気代、施設修繕費が増となります。

14ページをお願いします。

資本的収入及び支出。

収入。

1款資本的収入6,663万6,000円の増。1項国庫支出金2,221万2,000円の増。大川浄水場改修事業補助金です。

4項都支出金4,442万4,000円の増。こちらも大川浄水場改修事業補助金です。

支出。

1款資本的支出、1項建設改良費8,780万3,000円の増。主に大川浄水場施工管理委託と大川取水施設改良工事につきましては、材料数の増加等による増。大川浄水場改修工事につきましては、水道工事等、出来高に合わせ増になります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） おはようございます。

水の14、15ページ、まず14ページになります。

国庫補助金、都補助金の金額が増になっている分、6,663万6,000円なんですけれども、こちらが全て大川浄水場の改修工事の費用ということでよろしいでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） こちらの国庫と都の支出金につきましては、全て大川浄水場の補助金となります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） こちらの関係は、何度も質問もさせていただいていますが、これだけの金額、設計ミスというか、があったことよっての追加の予算だと思われるんですけども、改めてなんですけれども、大川浄水場、どのような業者が入って入札を行ったのか、入札までの業者側の流れというのを教えていただけないでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 今回の補助金の増に関しましては、大川の建築の部分が一番大きくなっていると思います。大川の建築につきましては、入札が2回不調になりました。それによって工事のほうの計画が少しずつ遅れ出し始めまして、やっと3回目の入札で業者が決まりました。それで、ほかの電気工事等も進み始めて、今現在は、工事の遅れを取り戻すために、現場のほうを管理して工事を進めているところです。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） ちょっと聞き方を変えます。今回の改修をするに当たっての入札ではなくて、すみません、この事業が、追加工事が行われる要因になった一番最初の入札までの業者ですね、業者選定というか、どういう業者が入って設計までいって、それでそれを入札する会社が決まったのか。そこの前の業者というか、そこの設計ができるまでの話の業者の話の話を聞いているんですけども、それを教えてください。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 入札前の段階ということですか。

（浅沼議員「はい」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） 入札前の段階になりますと、まず設計をしますので、そこで設計のために、また設計の入札を行います。そこで入札によって設計業者が決まり、その業者によって設計された金額に基づいて、今度は工事のほうの入札を行います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） こちら、大川浄水場の追加工事が行われる前に、このくい打ちをするのに、支持層に当たらなかったのが問題で、こういう形の問題になっていると思うんですね。なんですけれども、設計をする前に、支持層を調査した人の会社もあったはずですし、それを設計屋さんにもその情報を渡した人たちもいるはずなんですね。そこの業者の話を知っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 申し訳ございません。ちょっと説明が不足でした。

まず、設計するためには、地質調査をやっています。地質調査をやりまして、その調査結果等を基に設計を行います。そこで設計が出来上がった段階で、今度、工事のほうの入札に入れるという流れになります。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） この地質調査が行われて、支持層に当たるという形で設計をされて、最終的にそれが当たらなくて、これだけ大きな金額、6,000万以上の金額を追加して、税金を使わないといけない状態になったと思うんですけども、この地質調査の会社、設計をする前の話なんですけれども、この地質調査の会社というところとの契約について、責任の有無というのは明記されていなかったのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 今回その支持層に当たらなかった部分に関しての契約に関しては、記述はなかったと思います。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） 今後こういうことがないようにということでお話をしたときに、調査のほうを念入りにしますというお話とかも伺っているので、ぜひそうしていただきたいんですけども、そのときに責任の所在が誰にもないということはありませんので、やっぱり誰

かしら、いわゆる全額負担してくださいというわけではないんですけれども、ある程度責任を持った形で、こういう一番最初の地質調査の段階からしていただかないと、こういう問題は、今後も起きる可能性があるのではないかなと思いますので、できればその契約の時点で、責任の有無がどれだけ発生するかというのを明記しての契約がいいのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 今回の件は、私も、結構、今後の教訓にしたいと考えておりますので、反省はしております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか、2番議員。

（浅沼議員「はい」の声あり）

○議長（山本忠志君） 関連ですか。

1番議員。

○1番（真田幸久君） 今の内容で一つ確認したいのは、これ、当初総工費が8億7,000万程度という予算で組まれていると思うんですけれども、今回増えた分というのは上乗せされるのか。それとも、ある程度このようなことは工事過程の中で想定されていて、そういうバッファを含めて全体の予算が算定されているのか。そのあたりを今の現時点でどうお考えか。その増えている分が資材費の上昇であれば、それはそれで、外部環境の問題なので、しょうがないんですけれども、そうでないならば、どれくらい上乗せに、全体の最終的な上乗せ幅が、今のところはどれくらいになる予定なのかをお教えいただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） ちょっとお待ちください。

企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 事業費に関しましては、今回のような追加になった分については、想定はしておりません。今回追加になる分に関しては、9月の補正で事業費に組み込ませていただいております。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） すみません。私の聞き方が悪かったかもしれないんですけれども、今回の予算の話をしているのではなくて、最終的な総工費にそのままオンされるのか。ある程度そういった事象は起き得るので、そもそも設計段階で、それなりのバッファを持たせて、予定額を立てているのかということをお聞きしたかったんです。あとは、今回の予算ではなくて、最終的な総工費が完全にこの6,000万が上乗せされる予定なのか。ということは、絡

んできますので。

○議長（山本忠志君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 今時点の計画では、この追加分に関しては、最終的に合計額に入
ってきます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

そのほかに質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第70号 令和4年度八丈町水
道事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第3、議案第71号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運
送事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 水道事業会計補正予算書の次になります。

1ページをお願いします。

議案第71号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算。

総則。第1条、令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計の補正予算は、次に定める
ところによる。

（「文言省略」の声あり）

○企業課長（菊池 拓君） はい。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

8 ページをお願いします。

令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

支出のみの補正になります。

1 款自動車運送事業費用、1 項営業費用211万5,000円の増。運転費では、給料の減はありますが、手当、軽油費が増となります。運輸管理費につきましては、人件費の補正になります。

一般管理費は、次のページに移りまして、人件費の減と旅費、赴任旅費、こちらが増になります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第71号 令和4年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第4、議案第72号 令和4年度八丈町病院事業会計補正予算を上程いたします。

説明、病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） それでは、黄色い紙の次のページ、お願いします。

病院1ページをお願いいたします。

議案第72号 令和4年度八丈町病院事業会計補正予算。

総則。第1条、令和4年度八丈町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○病院事務長(菅原宏幸君) はい。

次のページをお願いいたします。

第5条、予算第10条を第11条とし、第5条から第9条を1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

債務負担行為。第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項、町立八丈病院建物管理業務委託。期間、令和5年度。限度額4,000万。

電話設備更新。期間、令和5年度。限度額400万。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次の11ページをお願いいたします。

令和4年度八丈町病院事業会計補正及び実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入です。

1款病院事業、2項医業外収益1億8,670万1,000円の減。中身は、1目都支出金が1億1,114万3,000円、4目その他医業外収益が3億円の減、と主なものはなっております。

次のページをお願いいたします。

支出です。

1款病院事業費用、1項医業費用9万6,000円の減。中身としましては、給与費の減がありますが、経費のほうで光熱水費、電気代が400万の増、これに関しましてやはり昨年度と比べますと1.5倍の電気代がかかってございます。

続きまして、資本的収入及び支出になります。

1款資本的支出、1項建設改良費42万9,000円。これに関しては卓上調理器42万9,000円で、調理員の業務改善のために購入いたします。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長(山本忠志君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 記憶が正しいかどうか分からないですけれども、広尾病院と町立病院との間で、リモート診療を試験的に行うという話があったと思うんですが、現状はどうなっているのか伺います。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） ただいま5Gの医療診療ではなくて、一応、5Gを使ったエコー、動画ですね、その試験をやるという、その設備を整備するというので、今、動いていまして、東京都デジタル局とやっていますけれども、一応、今調査、まだ来ていないんですが、一応2月末には終わる予定ではあるんですけれども、そこがちょっとずれ込む可能性もございますね。取りあえず今週金曜日、またウェブ会議で話し合いをする予定となっております。4か所に一応5Gのローカルエリアを設置する予定となっております。一番は、HCUのところにエコーで、向こう、広尾とやり取りができれば、緊急のとき、そういうところで、今5Gの設備を設置する予定です。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 現在は準備をしているという段階で考えていいんですね。4か所というのは病院内のどこということをお教えください。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） まず、先ほど申し上げたHCUに1か所、あとはエコー室と、内視鏡室のところに1か所、あと外来のところに1か所、あとは、ロータリーといいますか、病院入り口のロータリーの薬局の外に1か所の計4か所になります。

○議長（山本忠志君） 3番、よろしいですか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 動画ということですが、エコーだったらこうやって動画、分かりますけれども、どういうふうに動画を撮るのですか。撮影機械とかというのをその4か所に置いて、医師がそこにいてという感じなんですか。よくイメージが湧かないんですけど。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 一番医療のために使うんですけれども、一応患者さんも5G、外来にも置きますので、待合のところでも5G機能が使えるということで、医療が前提ではあるんですけれども、一応そういう形で、あとは将来的には、外来から、先ほどオンライン診療ができれば、一番は願っているのは、欠航時に臨時診療の先生が来られないというところがありますので、そこが円滑に向こうとできればというところは考えてはいるんですけれ

ども、なかなかちょっと、広尾の先生からも言われていまして、結局、遠隔医療をやるということは、うちのしか診療報酬が払えない。要はウィン・ウィンになっていないので、要は、あとは時間とそのタイミングにも、要は、その専門の先生、向こうにいるかどうかということもありますけれども、今設定しているところは、考えているところは救急ヘリとかで、そういう内臓系といいますか、そういう心臓系とか、そういうところが向こうとつながって見られればいかなというところですか。ほかにも今やっているのは、遠隔医療ということで、CTとか静止画像は向こうでやっていたりしますので、そういうところでの5Gに特化してそういう動いている動画といいますか、エコーの画像が向こうで見られるような形で、医療に、すぐ専門の先生が診られる形の支持をいただけるようになればというところですか。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） イメージがまだ湧かないんですけども、例えば外来で動画を使うとなると、外来っていろんな科がありますよね。その中に患者さんが入って、医師がいて、どういう動画を配信するのかというのが分からない。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） すみません。ちょっと言葉足らずで。要は自分のスマホでその動画を見る、診療を待つ間に見るということです。先生とやり取りじゃなくて、そういう、要は、診療待ちの間にでも5Gだと動画が見られる。今でも、見れるはするんですけども、
(町長「診療と分けて話さない」との声あり)

○病院事務長（菅原宏幸君） 診療とは別で、すみません。診療とは別で、患者さんが診療を待つ間にも。

(奥山議員「動画が見れるように」との声あり)

○病院事務長（菅原宏幸君） そうです。診療待ちが長いと言われたりするので、そういうときにでも、そういう5Gを活用して、診療を待つ間に、いろんな自分の趣味じゃないですけども、そういうところを見られるような、待ち時間の解消じゃないですけども、そういう形で、診療は診療でまた別でして、そういうのはまだ進んではないんですけども、ある程度、外来と5Gでやるということは、まだずっと先の話になると思いますけれども、一応今回の事業としては、そういうエコーをHCUのところにエコー機械を置いて、また端末を置いて向こうの先生とやり取りしながら、症状がどういうものなのか、そこで専門の先生に指示いただいて、ヘリを待つ間に、そういう向こうの専門先生に診てもらってどういう処置をしろという指示をいただけるようになるというところはある。外来というのは、すみま

せん、診療待ち時間の解消ということです。すみません。

○議長（山本忠志君） 3番、よろしいですか。

○3番（奥山幸子君） はい。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございませんか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 町立病院、いろんな科があつて大変助かっているんですけども、例えば新型コロナウイルスで、院内のクラスターとかあつて、先生とか看護師が多く感染して、病院機能が維持できなくなるようなことがないとは言えないと思うんですけども、その場合の支援体制とかあれば聞かせてください。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） すみません。そうですね。この間、入院患者さんということで、クラスターが出ました。というところで職員も、ある程度、感染した経緯がございます。そのときに、本当なら東京都さんをお願いして、派遣とかお願いしたかったんですけども、一応この間、退職された看護師さんに応援をいただいて、来ていただいた経緯があります。確かにもういつ起こるか分からないですし、今回初めてクラスターということになりましたので、一応、職員、気をつけたり業者が入るときは業者にも抗原検査やらせて入ってもらっていたり、いろいろ気をつけてはいるんですけども、なかなか今回は、陰性だったのが陽性になるということはあるので、入院患者さん。入院前には必ずやるんですけども、検査をやってはいるんですけども、その後出てしまつてということが今回ございましたので、今後とも院長はじめ医療従事者、気をつけて毎回するという気をつけてやるということで、なるべく症状がある職員は来ないようにという形でやってはいますけれども、なかなかいつ起こるかというのは分かりかねますので、今後とも気をつけて検査して入院させるなりという形で、本当に逼迫した場合は、確かに東京都と相談するという形になると思います。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 今回は島内で対処できたということで、最悪の場合は島外からの支援も得られるということでよろしいですね。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 人員の配置ということで、今、看護師さんがどのぐらいいてというか、

足りない状況なのかどうか。ほかのスタッフはどうなのか、ちょっと教えてください。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 看護師さんに関しても、やはり三、四名は不足している、3名は不足しています、現状で。また退職される方もいるということで、また募集の方も、島の方が来ていただけるということで、1名の方は、今後試験を行う予定とはなっています。今回、本年度っていいですか、島出身の看護師さんが向こうから来てという方が多く見られてはいるんですけども、なかなかそういう方は少ない現状であります。

ほかには薬剤師が足りてなくて、2名、今いますが、日医から派遣。あとは、アイングループさん、お願いして、そこからの派遣をさせていただいています。あとは、今回募集して、助産師さんとか、任期付でやっていただいていますし、というところですかね。というところで、まだまだちょっと、看護師さんも、この傾向で見ると二、三年したら辞めてという。総合診療科を、離島医療を勉強してから、またさらに上に勉強したいという方も見られますので、なかなかずっといてくれるというのはなかなか若い方は現状難しいのかなということも思っております。引き続き募集はかけて、また今回、人材的に、今後、待っているだけではちょっとあれなので、看護師派遣のことも念頭に入れて、来年度、早ければ本年度からでもやりたいんですけども、予算伴いますので、来年度からはそういう形で、派遣ナースという形でも取り入れようかなと思っております。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 今、島出身の方が入る予定と伺いました。島出身の方は、新採とか新卒とか、結構若い方でしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 一応経験されている方です。ほかの病院でされている方で、なかなかうちも新卒を入れたいんですが、なかなかちょっとそこは、うちは総合医療やっている関係でなかなかちょっとというところはあるんですけども、ただ、問合せも確かにございます。新卒で入りたいという問合せもあるんですけども、実際は確かに現場がそれで動いているので経験者をなるべく入れたい。将来的にはそれも考えていかないといけないかなと、戻って来ていただけるということでしたら、そういう補助金をやっていますので、教育のほうで。ということも、現状は確かに人が足りないという現状は、毎年続いているのが現状です。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） 八丈町の病院に来て、長くいられるような仕組みとかあれば、島出身の人が向こうで、できればある程度経験を積んできていただけたほうがいいんだけど、そういうもしそういった仕組みづくり、今おっしゃったようなアイデアがあるとしたらどんなことがありますか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 実は今年、看護協会のほうから、長期に職員が休むということがありましたので、そこで派遣をいただいて、1週間1週間で2名の方、来ていただいたんですけども、そういう方は印象を聞くと、できれば働きたい、ぜひ来たいという話はあるんですが、なかなかその今現状働いている場所との兼ね合いとか、そういう形で、交流じゃないですけども、ほかの病院からそういう形で来ていただけるとありがたいかなと思っていますので、それが長期休みじゃなくできる仕組みじゃないですけども、研修みたいな感じで2週間程度来ていただいたりして、病院の、八丈のいいところを見ていただけたらいいかなというところはあります。

（岩崎議員「分かりました」の声あり）

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 今と関連するんですけども、養和会では、初任者研修で八高生を何人か入れていますよね。そんな感じで、町としても、八高に出向いて、看護師さん、いいですよって、その代わり奨学金、返還不要の奨学金を出しますというような町からのアピールも必要かなと思うので、その点ちょっとお考えいただきたいなと思っています。

○議長（山本忠志君） 答弁求めますか。

○3番（奥山幸子君） いや、いいですよ。

○議長（山本忠志君） いや、答弁してもらいましょうよ。

病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） それ、一応やってはいるんですけども、なかなかちょっとという感じで、ただ今回問合せあった方は多分そういう形でのお問合せがあったのかなと思っています。もう卒業するので、できれば町立病院で働きたいというご意思があってというところもあったり、そういう形で多分、八高のほうも、そこは浸透しているとは思いますが。ただ、うちとしてやっぱり経験を積んでほしいかなというところはある。でも、そういう意思があるということは、今回、問合せがありましたので、なかなか浸透しているのかなと

いう現状であると思います。引き続きやります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

そのほか。

1 番。

○1 番（真田幸久君） 先ほど岩崎議員の話に関連するんですけれども、お辞めになる方で、いわゆるキャリア形成の一環として、離島の勤務をなさる方がいらっしゃるという話だったんですけれども、そういった方の元ですね。八丈に来る前どういった病院にお勤めになっていて、その後どういうキャリアを積んでいるのかということが分かると、例えば、そういったキャリア形成の一環として、大学病院の出身の方が多いとかがということであれば、例えば私立の大学病院と、そういった形の仕組みをつくって、常に供給してもらえるような形をつくれないかとか、そういったことも考えられると思うんですけれども、実情はいかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 現実、日医さんとかといろいろやっていますけれども、お話も聞くと、やはり現状、医師と看護師って不足はしていて、この時期に結構辞められる方も多いと聞いたんですが、その場合その分、4月からの学校を卒業されて入ってくる方もいるということで、なかなか大学病院との連携は、医師とはやっていますけれども、なかなか看護師となると専門性が大きい病院はありますので、ただ入ってこられる方は、いろんな病院の方はいますので、そういう形で、いつ辞められるかってなかなか見当はつかないんですけれども、一応、辞めるあれがさっき、前の、昨日の話じゃないですけれども、そういうパワハラ的なところではなくて、自分のあれを高めたいということで、島で勉強3年して、次に上の段階に進みたいという方が多いというふうになっております。

○議長（山本忠志君） 1 番。

○1 番（真田幸久君） すみません。確認ですけれども、ということは特段大学病院出身の方とか、そういう特定の団体その他に偏っているということではなくても、かなりばらばらな状況ということですね。あとは例えば国なり都で、そういった離島診療、総合診察に関わるところでやっていくキャリアを考えている人をそれなりにまとめて、方向性を出していくとかというのは、特段今のところはないということですかね。それがあれば、恐らく離島、八丈島に限らず、ほかの島でもそういう仕組みがあれば、そこに来る人を集めて、それを各島にというような流れも出来上がるのかなと思ったんですけれども、そういうことは特段ない

のでしょうか。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） それをやりたいので、来年派遣ナース、そこが大体の看護師、半年間とか、半年経験してその後、例えば町立病院に入るとか、一応、院長とも話し、ある程度八丈をにいて、住んでみて、そこでよしとすれば働く、正職員になるとか、そういう仕組みづくりをつくってということで、来年から派遣ナースの制度を取り入れたいかなと思っています。まずは、そういう、離島医療に興味のある方を、そういう形で派遣事業としてやって、その後、町立病院に正職として入っていただければいいかなという仕組みづくりを考えております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに病院。

8番。

○8番（岩崎由美君） 今、さっき派遣会社という話もちよつと出たんですが、以前、看護師さん1人当たりの派遣をお願いすると、そこに1人当たり80万円くらいという記憶をしているんですけども、今はどのくらいなんでしょうか、大体。それは場所によって違うと思うんですけども。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） そうですね。以前、前の事務長がいたときは、紹介料というのがかかりまして、一応、紹介されると契約上は1年6か月過ぎれば、その間に辞めてしまえばお金を戻してもらえるといるところはある。確かに給料の多分それぐらいを紹介会社に払うということになっています。派遣に関しましても、結構な金額なんですけれども、人1人雇うぐらいの、正職雇うぐらいの手数料はかかってくると思われま。

（岩崎議員「分かりました」の声あり）

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

そのほか。

7番、どうぞ。

○7番（沖山 昇君） 予算書の11ページ、東京都の補助金、予算が1億6,200万円に1億1,100万円の補正が乗っておりますけれども、コロナの外来診療体制の確保協力謝金ほかとありますが、「ほか」の部分の主な部分をちょっと教えていただきたい。

○議長（山本忠志君） 病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 一つが東京都のゴールデンウィークにおける診療、検査体制の確保支援事業協力金として540万円、令和の新型コロナのここに出ている体制協力金が1億110万5,000円、東京都感染症疑い患者一時受入医療機関受入謝金が264万2,000円、8月お盆診療検査体制確保支援事業協力金が168万7,000円、休日に15歳以上の患者の診療を行う検査医療機関の診療促進事業協力金が30万9,000円となっております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

そのほか質問はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第72号 令和4年度八丈町病院事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第5、議案第73号 令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 病院事業会計補正予算書の次になります。

1ページをお願いします。

議案第73号 令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算。

総則。第1条、令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

そのほかの文言は、朗読を省略させていただきます。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

7 ページをお願いします。

令和 4 年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

支出のみの補正になります。

1 款浄化槽設置管理事業費用、1 項営業費用27万9,000円の増。主に住居手当が増となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第73号 令和4年度八丈町浄化槽設置管理事業会計補正予算は原案どおり可決いたしました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第6、議案第74号 八丈町個人情報保護法施行条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、書類番号4をお願いします。

議案第74号 八丈町個人情報保護法施行条例。

上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により、

「個人情報の保護に関する法律」が改正され、地方公共団体に新法の規定が適用されることとなり、新法の施行に必要な事項を定める条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

これまでの個人情報の取扱いにつきましては、国の行政機関、また独立行政法人、地方公共団体、民間事業者のそれぞれの機関を対象とする法律や条例で規定されておりました。

令和3年5月、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月より新個人情報保護法の規律が全国共通ルールとして適用されることになり、自治体ごとの不均衡、不整合が是正され、引き続き適正に個人情報が保護されることとなります。

法での主な規定内容としまして、個人情報は、生存する個人に関する情報となります。また、仮名加工情報及び匿名加工情報提供制度が導入されます。これは主に民間のほうになるかと思えますけれども、仮名加工情報とは、他の情報と照合しない限りは特定の個人を識別することができないように加工した情報等となります。また、ほかには、個人情報ファイルを作成し、千人を超える方の個人情報を取り扱う個人情報ファイルについては、地方公共団体は、その目的や取扱い項目を記した帳票を作成し、公表することとなります。

八丈町における開示請求から開示決定までの期間や手数料の無料については、現行どおりで変更はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第6、議案第74号 八丈町個人情報保護法施行条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第7、議案第75号 八丈町情報公開・個人情報保護審査会条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、次のページのほう、よろしく申し上げます。

議案第75号 八丈町情報公開・個人情報保護審査会条例。

上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。同時に提出する「八丈町個人情報の保護に関する条例」、すみません、こちらのほう、略して記載しておりましたけれども、先ほどの八丈町個人情報保護施行条例のことを指しておりますので、すみません、訂正をお願いします。及び「八丈町議会の個人情報の保護に関する条例」に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、本案を提出します。

では、次のページをよろしく申し上げます。

情報公開・個人情報保護審査会は、第三者的立場から、公正かつ中立的に調査審議を行っております。役割としましては、町政情報の情報公開請求や自己情報の開示請求などに対する町の決定について、不服があった場合、町からの諮問に応じて不服申立て事項について調査審議をするものでございます。また、個人情報の適正な取扱いや情報公開の推進に関して、意見を町からもいただくことがございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

1番。

○1番（真田幸久君） こちらの第3条、「審査会は、町長が任命する委員5人以内をもって組織する」とありますけれども、この委員の任命に関しては、どのような基準で任命をされる予定なんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） こちらのほう、任命につきましては、現在、お願いしている委員の方につきましては、広く行政でこういった情報だったりとか、携わってきた部門の方に対しまして、町からお話をして協力をしてもらっているというところになります。今は、今お願いしている委員の方は、八丈支庁、また八丈町職員のOBの方に任命をしてお願いしているところです。人数は3名です。

○議長（山本忠志君） 1番、どうぞ。

○1番（真田幸久君） 分かりました。ありがとうございます。そうするといわゆる行政、支庁も含めて行政側の人間だけが審査に加わっているという状況、というのは、それはそれでいいのかもしれませんが、例えば1名ぐらいは、行政側でない方が参加したほうがよろしいのではないかと。特に個人情報に関しては、かなり心配される方もいらっしゃることを考えると、そういった形を取ったほうがより理解を得やすいのかなというふうに感じますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） そうですね。なかなかこういった委員の方をお願いするときに、我々も結構苦勞するところがあるんですけども、今回、こういった条例改正に基づいて、委員も5名以内ということになっていますので、町民の方にも、こういった保護審査会の委員を任命する際には、また呼びかける方向でも検討したいと思います。

○議長（山本忠志君） そのほか質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第7、議案第75号 八丈町情報公開・個人情報保護審査会条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第8、議案第76号 八丈町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、また次のページをよろしくお願いします。

議案第76号 八丈町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。「個人情報の保護に関する法律」の改正により、文言を整備する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

本件につきましては、行政機関などからの個人情報の取扱いの委託を受けた指定管理者、またはその管理する公の施設に従事しているものは、保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止、その他の保有個人情報の安全管理のために、必要かつ適正な措置を講じることを定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

3番。

○3番（奥山幸子君） 指定管理者って、現在、何か所の公の施設で何人いらっしゃるのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） すみません。末吉公会堂だったりとか、火葬場あるわけなんですけれども、すみません、その人数とかというのは、私のほうでは、全体像は把握しておりません。

○議長（山本忠志君） どなたか把握している人はいませんか。

総務課長。

○総務課長（高野秀男君） すみません。先ほど、私2か所しか言いませんでしたけれども、火葬場と末吉公会堂と富士見公会堂の3か所を、今お願いしています。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○3番（奥山幸子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（山本忠志君） そのほか質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第8、議案第76号 八丈町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第9、議案第77号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（山下 進君） ただいまの条例の次のページをお願いします。

議案第77号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方公務員法の改正に伴い、職員の定年等について定める必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

今回の改正では、地方公務員法の改正に伴い、職員の定年年齢を60歳から65歳に引き上げるものです。また、一度に65歳に引き上げるのではなく、経過措置として、令和5年から13

年までの期間で2年に1歳ずつ引き上げることとなっています。これに伴い、60歳を基準年齢とした管理職の役職定年制度が始まります。60歳を過ぎた時点で管理職から退く制度ですが、管理職の配置が困難であるなど、役職構成の事情によっては例外措置を設けることができます。また、60歳を過ぎた後の短時間勤務や勤務の意思を確認する制度が盛り込まれています。

また、次の議案第78号とも関連しますが、今回の地方公務員法の改正により、現行の退職後の再任用制度が廃止となりますが、この経過措置期間である令和5年から13年までの期間においては、経過措置として再任用を行うことができることとなっています。

施行日については、附則第11条の職員の情報提供については公布の日から、それ以外の規定は、令和5年4月1日となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 管理職の定年延長の例外規定があると思うんですが、この例外の例えの例があれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（山下進君） 例外規定としましては、管理職のポストを埋めるだけの人員がいなかった場合には、引き続き管理職にとどまっていたことができるというふうな例外も規定となっています。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

6番。

○6番（金川孝幸君） これは管理職の資格というか、試験制度によるものなんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（山下進君） 管理職試験がありますので、管理職の資格を持っている職員がポストを満たすまで人員がいなかった場合というようなことでお考えください。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 興味というか、ちょっと教えてください。内容の問題じゃないんです

けれども、この第3条中の60年を65年に改めると書いてあるんですけども、これ、年って歳という意味だとは思んですけども、これは歳ではなくて、年が法律用語として正しいんですよ。

○議長（山本忠志君） 総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（山下 進君） 親法もこうなっていますので、こういうふうな呼び方でよろしいかと思います。

（岩崎議員「分かりました。ありがとうございます」の声あり）

○議長（山本忠志君） そのほか質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第9、議案第77号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第10、議案第78号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を上程いたします。

説明、総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（山下 進君） ただいまの次のページをお願いします。

議案第78号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方公務員法の改正に伴い、関係条例を整備する必要があるため、本案を提出しま

す。

次のページをお願いします。

今回の関係条例の整備では、9本の条例をまとめて改正いたします。

第1条から第4条については、総務省の改正参考例に倣い、条ずれや文言の修正を行っています。第5条の職員の給与に関する条例の一部改正では、60歳を超える職員の給料月額を60歳前の7割水準に設定する改正と文言修正を行います。次の6条から8条については、同じく条ずれの改正となります。そして、第9条、先ほど定年に関する条例の際にご説明をした八丈町職員の再任用に関する条例の廃止となります。

この条例は、令和5年4月1日からの施行となりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第10、議案第78号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第11、議案第79号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（山下 進君） ただいまの次のページをお願いします。

議案第79号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方公務員法第14条（情勢適応の原則）及び第59条（総務省の協力及び技術的助言）の規定により、人事院による公民給与の調査等や勧告を参考とし、八丈町の一般職員の給与を改正するとともに、国の特別職の給与等の改正状況を踏まえ、八丈町特別職の給与等を改正する必要があるので、本案を提出します。

次のページをお願いします。

この条例では、一般職と特別職の給与等の改正を行います。

まず、一般職の給与についての改正では、給料月額が若年層に重点を置いて、令和4年4月に遡及をして0.3%の引上げとなります。また、勤勉手当を年間0.1月分引き上げます。勤勉手当については、今年度の6月分は支給済みとなっていますので、今年度については、12月で0.1月分を引き上げ、来年度からは、6月と12月に分け、それぞれ0.05月分、年間で0.1月分の引上げを行います。このため、本年度適用分と来年度適用分を、時期を分けて改正する方式を取っています。

次に、給料表が長く続いていますけれども、給料表が終わったところからになりますけれども、議会議員、町長、副町長、教育長、公営企業管理者の期末手当についても、国の特別職の改正に倣い、年間で0.05月分を引き上げます。こちらも今年度の6月分は支給済みとなっていますので、今年度については、12月で0.05月分を引き上げ、来年度からは6月と12月、それぞれで0.025月分、年間で0.05月分の引上げを行います。こちらも今年度適用分と来年度適用分、時期を分けて改正する方式を取っております。今年度分の改正は公布の日から、来年度分の改正は令和5年4月1日となりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第11、議案第79号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案どおり可決いたしました。
-

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（山本忠志君） 続いて、日程第12、議案第80号 八丈町高校生等の医療費の助成に関する条例を上程いたします。

説明、福祉健康課課長補佐。

- 福祉健康課課長補佐（大澤知史君） 次のページをお願いします。

議案第80号 八丈町高校生等の医療費の助成に関する条例。

上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。高校生等に係る医療費を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図るため、本案を提出します。

次のページをお願いします。

こちらについては、9月の議会の一般質問でも、私、回答しておりますが、現在八丈町では、中学生までの医療費の助成を行っております。この助成対象が高校生まで拡充されれば、子育て環境も充実されるということで、八丈町としても、ぜひ実施したいということで、回答しております。

開始時期については、そのときは令和5年度中というふうに回答しておりました。というのも、当初は令和5年10月1日を目標にやっていたんですけれども、このたび令和5年4月1日に開始できるめどが立ちましたので、本議会に提出したいというふうに考えております。

なお、所得制限につきましては、中学生までの医療費助成と同様、なしで考えております。また、本事業を実施するに当たり、東京都の高校生等医療費助成事業、マル青事業を活用して行いたいと思っております。この東京都のマル青事業の概要といたしましては、令和5年度から3年間は都の補助率が対象額の10分の10、4年目以降は、今のところ2分の1ということで予定しております。なお、この補助対象につきましては、東京都のほうは所得制限がありとなっております。ですから、この部分については町の負担となります。あと昨日、補

正予算で真田議員からもご質問ありましたけれども、通院に係る200円についても町の負担というふうになっております。

あと、昨日の真田議員からのご質問で、どれくらいの規模かということで、すみません、私昨日、人数で200人と答えたんですけれども、金額とすると大体300万ほどを考えておりますので、来年の予算ではそれくらいを計上したいというふうに考えております。

この時期についてなんですけれども、附則なんですけれども、この条例は令和5年4月1日から施行するというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第12、議案第80号 八丈町高校生等の医療費の助成に関する条例は原案どおり可決いたしました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第13、議案第81号 八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類は、ただいまの議案第80号の続きになります。

議案第81号 八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。高校生等の医療費の無償化に伴い、保護者等のマイナンバーを用いて情報を確認するため、その利用範囲等について、一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例。

八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正するという事で、中身につきましては、議案第80号で説明をしました高校生の医療費助成に伴い、町が保有する個人番号や特定個人情報等を事務で利用することができるよう規定するものです。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第13、議案第81号 八丈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決いたしました。

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第14、議案第82号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、次のページをお願いいたします。

議案第82号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の目的に照らし、町営住宅への入居者資格を見直すため、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

八丈町営住宅条例の一部を改正する条例。

八丈町営住宅条例の一部を次のように改正する。

ということで、第6条第1項のただし書を削りますが、このただし書には、「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く」ということが、入居者の資格の中に書いてあります。このただし書を全て削ります。

また、第2項の削除については、このただし書に該当するかどうかについて調査をさせることができるという条文がありますので、この条文についても削除いたします。これは障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の目的に照らし、先ほど言いましたけれども、町営住宅の入居要件を見直すことが目的となります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第14、議案第82号 八丈町営住宅条例の一部を改正する条例については原案どおり可決いたしました。
-

◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(山本忠志君) 続いて、日程第15、議案第83号 八丈町火葬場条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、住民課長。

- 住民課長(佐藤真一君) ただいまの住宅条例の次になります。

議案第83号 八丈町火葬場条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。火葬場の使用時間及び使用料を改正するため、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

八丈町火葬場条例の一部を改正する条例。

八丈町火葬場条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改めるということで、内容につきましては、別表中、火葬の区分で、4番目に、死産児、身体の一部等の規定を新たに設けた点、その下の施設の利用の中で、通夜のところで、現規定では、午後5時から翌日午前9時までを、実情に合わせまして、午後4時から翌日午前10時までに改め、現行の3万円に使用料を追加した、使用時間を加えた3万6,000円と同額に改めるものでございます。

また、家族葬のような身内の方のみの告別の儀もございませぬ。火葬棟内にある告別ホールのみ利用に対応しまして、施設の利用のその他で、告別ホールの規定を設けました。また、霊安室につきましては、1体につき連続120時間を限度とする等の規定を設けてございませぬ。

附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

- 議長(山本忠志君) 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問どうぞ。

6番。

○6番（金川孝幸君） 特に問題はない、実務的には問題はないと思うんですけども、通夜の時間が、翌日の午前10時までとなっていて、あと火葬の時間が午前9時から、この1時間がちょっと重複するんですけども、重複して使用料を取るのかという誤解を与えないかという問題と、同じ人が通夜・葬式と使うのが通常だと思うんですけども、もし別の人が使う場合、この9時から10時までの1時間、バッティングするようなトラブルはないかという心配があるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） まず、通夜と告別式を行われる方は、翌日の、浄土宗で例を挙げれば、午後4時ぐらいから葬祭業者さんをご用意されて、午後5時ぐらいから弔問のお客様を迎え入れる。翌日の午前9時から10時までの間に、出棺の前に、何て言えばいいのでしょうか。お経等をしていただいて、10時から出棺というような形になります。10時から火葬については3時間、上のほうに午前9時から5時までのうちの3時間、これは基本にはなっていますけれども、通夜と告別式をやられる方は、大体10時から、火葬、送骨までの間3時間というような形で、重なっているということではございません、時間が。

火葬の使用料のところは全館、通夜の右側のところに全館と書いてございますように、ほかの方は利用できないということで全館というような形になっておりますので、重複することはないということでご理解願いたいと存じます。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第83号 八丈町火葬場条例の一部を改正する条例については原案どおり可決いたしました。

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第16、議案第84号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、消防長。

○消防長（菊池邦彦君） 今の火葬場条例の次のページをご覧ください。

議案第84号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表することにより、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進に資するため、本案を提出いたします。

次のページをご覧ください。

八丈町火災予防条例の一部を次のように改正するというので、64条に次の1条を加えるということになっております。

この概要のご説明を差し上げます。改正理由といたしまして、現在消防法令の規定により、消防機関が対象物に対して命令を行った場合、違対象物の命令内容の公示が義務づけられております。ですが、公示に至るまでの間、建物の危険性に関する情報が利用者に提供されていない状況にありますので、利用者自らが建物の情報を入手し、その理由を判断できるように、消防法令に重大な違反のある防火対象物について、その違反内容等を公表する制度を設けるよう、総務省消防庁より通知が発出されたため改正いたします。

公表制度の概要ですが、公表の対象となる防火対象物といいますのは、消防法令上、特定防火対象物として位置づけられている百貨店、飲食店、店舗、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの一人で避難することが困難な方が利用する建物のうち、消防法令により義務づけられている屋内消火栓、スプリンクラー設備、自火報設備等が設置されていない防火対象物が公表の対象となります。

次に、公表の方法ですが、八丈町ホームページ及び八丈町公告式条例の掲示場に防火対象

物の名称及び所在地、違反の内容を掲載する予定でございます。

なお施行日ですが、事前に町民防火対象物の関係者等に制度の開始を広報等で周知させるため、令和5年4月1日からの施行といたしたいと思います。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第84号 八丈町火災予防条例の一部を改正する条例については原案どおり可決いたしました。

ここで休憩を取りたいと思います。あちらの時計で10時45分まで休憩といたします。

（午前10時29分）

○議長（山本忠志君） 再開いたします。

（午前10時45分）

◎議案第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第17、議案第85号 東京都と八丈町との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約の一部を変更する規約を上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 書類番号5番をお願いいたします。

議案第85号 東京都と八丈町との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約の一部を変更する規約。

上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。旅券法の一部を改正する法律の施行に伴い、旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約の一部を変更する必要があるため、本案を提出いたします。

次のページをお願いいたします。

東京都と八丈町との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約の一部を変更する規約。

東京都と八丈町との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約の一部を次のように変更するというもので、内容につきましては、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、東京都と八丈町とは、旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約を結んでございます。

今回は、親法の旅券法の改正に伴い、旅券の増補の事務を行わなくなる制度改正がございまして、それに伴い、増補に関する事項を削除し、項番を繰り上げるものでございます。

附則。この規約は令和5年3月27日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第17、議案第85号 東京都と八丈町との間における旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託に関する規約の一部を変更する規約については原案どおり可決いたしました。

◎議案第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第18、議案第86号 損害賠償の額の決定についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） それでは、書類番号の6をお願いいたします。

議案第86号 損害賠償の額の決定について。

上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本案を提出します。

損害賠償の額の決定について。

八丈町は、八丈町立大賀郷中学校生徒の負傷事故に対し、損害賠償の額を下記のとおり決定する。

損害賠償の理由。令和4年2月15日16時頃、大賀郷中学校校庭において、サッカー部の活動中、ボールを蹴った際に右足の付け根が痛くなった事故及び令和4年3月13日14時頃、南原スポーツ公園において、サッカー部の試合中、ボールを蹴った際、腰に痛みが出て走れなくなった事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以外の損害が生じたため、この損害を賠償する。

損害賠償の額、31万1,280円。

損害賠償の相手方。保護者、八丈町大賀郷在住ということで、これ、けがに対する医療費に関しては、損害保険のほうで給付いたしまして、それ以外の部分を八丈町の病院等で対応が困難な場合は、島外の病院に通院する場合がございます、その場合に対して、離島でありますゆえに、東京在住の生徒と保護者の負担の割合を考えまして、往復の交通費、それから宿泊費を町が補償するものでございます。この方は、3月から8月まで、6度上京しておりまして、その額を補償するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

6番。

○6番（金川孝幸君） 負傷事故ってあるんですけども、誰かとぶつかったとか、そういう

ことなく、ただボール蹴った際に痛みが出た、それに何度も東京の病院に通わなければならなくなつたというのは、これも事故に当たるんでしょうか。ちょっと疑問に思うんですが。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） まず、この場合は、令和4年2月に、まず足の付け根が痛くなっておりまして、それで町立病院に通いまして、まずそこで一応済んでおりますけれども、再び3月13日、ボールを蹴った際に腰の痛みが出て、それで町立病院の医師が判断して、島外の病院で対応するほうが良いということで、島外通院となっております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

6番。

○6番（金川孝幸君） これは町立病院の医師の判断で数回上京したということでよろしいですね。

○議長（山本忠志君） 3番。どうぞ。

○3番（奥山幸子君） もう分かつたんですけれども、対象は1人ですよ。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） けがをされた本人と付添い人の旅費等も支給しております。

○3番（奥山幸子君） 事故は1人ですね。

○教育課長（菊池 良君） 1人です。

○議長（山本忠志君） 8番手挙げていましたけど。

○8番（岩崎由美君） 今、奥山幸子議員と同じ、同一人物だという一つ聞いたかったのと、右足の付け根が痛くなった事故のときは、大したことないと思って、その後もサッカーをしていたということですよ。そしたら急に悪くなって、6回、5回でしたっけ。6回通って、相当悪くなっちゃったということですよ。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） けがの重要度といいますかね、その重さに関しては、私どもの判断でなくて、これは医師が島外の通院で、今、CTですとか、MRIですとか見て、治療したほうが良いということで、最後の8月に、治療の必要がないということで、今回の金額が確定しましたので、提出したところでございます。

○議長（山本忠志君） 9番。

○9番（浅沼碧海君） こういったケースって、この1年間でこの件だけだったということですかね。もう何件か、例えばけがをして、東京の病院に行ったみたいなケースってなかった

のかなと思って。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 今年度は、このケースが初めてだと思うんですが、例年、二、三件ほど、こういうケースが発生してございます。

○議長（山本忠志君） 9番。

○9番（浅沼碧海君） そういった場合は、八丈町のほうで、通院、交通費や宿泊費は負担してくれるということで間違いないですか。

○議長（山本忠志君） ちょっと待って。ちゃんと丁寧に説明してください。

教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 町立病院等の八丈で治療が難しいと医師が判断した場合に、島外にかかってもらって、その場合は、町が補償するというところでございます。自分で島外の病院がいいからといって、医師の判断なしに行った場合には対象となりません。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） これ、制度のことをちょっと教えてほしいんですけども、学校の部活動というのは基本的に私は任意だと思っているんですけども、任意の個人の活動に対して、行政側がそれを補償するという場合に、基本的には日本スポーツ振興センター災害給付金に該当した案件のみ町として対応するというところでよろしいのか。そして、それはもう全国的にそういった決まりとして学校におけるスポーツ関係のこういった事故は、こういう形で適用するという仕組みになっているのかということをお教えいただければと思います。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） これ、日本全国の全市町村がこういう損害保険で対応しているかというのと、それぞれ保険の種類も違うと思うんですけども、大体、学校管理下においた事故は、管轄の市町村がその治療費に関しては、保険で対応するということになっております。それ以外は、八丈町は離島でございますので、それ以外の保護者の負担となる島外への交通費、宿泊費をさらに追加して補償するものでございます。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） なぜ質問したかというのと、これは結局その監督者のことにも関わってくるかと思ってご質問しました。つまり、部活動において全てのけがをこういった形で行政側が補償するということになると、変な話、部活動を辞めて、外部のクラブ、いわゆるサッカーのいろんなクラブチームがあったりする形の下部組織としてやるような形にしていかな

いと、逆に先生方もその責任をずっと負わなければいけないとか、そういった問題もあってなかなか活動もしにくいのかなということもあったのでお伺いしましたけれども、それがもう全国一律というか、考え方としては、学校内で起こった部活動に関しては、全ていわゆる学校側に責任があるという位置づけということでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 部活動に関しては、学校管理下で現状行っておりますので、学校の、学校といたしますか、最終的には自治体の責任になりまして、この場合部活動だけではなくて、学校内、登校してきて下校するまでの間にけがをした場合には、補償することになっております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第86号 損害賠償の額の決定については原案どおり可決いたしました。

◎議案第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第19、議案第87号 八丈町コミュニティセンターA棟外壁・防水改修工事請負契約の変更についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類番号7番の書類をお願いいたします。

議案第87号 八丈町コミュニティセンターA棟外壁・防水改修工事請負契約の変更。

上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町コミュニティセンターA棟外壁・防水改修工事請負契約の変更。

令和4年9月6日開催の第三回定例会において、原案可決された「八丈町コミュニティセンターA棟外壁・防水改修工事請負契約（議案第63号）」を下記のとおり変更する。
記。

1、請負契約金額。（イ）変更前、金5,775万円。（ロ）変更後、金5,825万828円。

2、請負代金に対する増減額。金50万828円の増。

3、変更の理由。一部塗膜層内部にFRP防水処理が施されていたことによる工種・数量の変更に伴い、かかる契約金額を増額変更する。

なお、工期については、令和5年2月28日で変更はございません。

説明。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

次のページに、コミュニティセンター、ボウリング場がある棟なんですが、それを保健センター南側ですから、保健センター側から見た立面図を添付しております。斜線の部分になりますので、よろしく申し上げます。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

8番。

○8番（岩崎由美君） そのFRPが工事を始めて見つかったというか、分かった。始めてから分かったという形なんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） そのとおりでございます。これが修理されていたんですね。修理されていた上に、外壁塗装をされていまして、今回、雨漏りの防水と外壁の塗り直しをやるということで、はつりといって剥がしていた、塗装を。そしたら、想定していなかったこのFRPという修理が見つかって、これを剥がして塗り直す、平面にしないとできないということで、新たな工事がこれだけ発生したということでございます。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） FRPは廃船などにも入っていると思うんです。で、島の島内の業者さんだけで剥がしたりすることは可能なんですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） この請負業者さんで可能でございます。

（岩崎議員「分かりました。ありがとうございます」の声あり）

○議長（山本忠志君） そのほか質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第19、議案第87号 八丈町コミュニティセンターA棟外壁・防水改修工事請負契約の変更については原案どおり可決いたしました。

◎議案第88号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第20、議案第88号 八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び附属施設建築工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類はただいまの続きになります。

議案第88号 八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び附属施設建築工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び附属施設建築工事請負契約。

八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び附属施設建築工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的。八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び付属施設建築工事。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。金3億1,834万円。

4、契約の相手方。東京都八丈島八丈町大賀郷1421番地。有限会社おくやま建設、代表取締役、奥山善男。

5、支出科目については省略いたします。

こちらは、令和4年度から令和6年度の継続事業となっております、工期につきましては、令和6年9月30日となっております。

説明。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては、教育課長から説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） それでは、引き続き、裏面の図面をご覧いただきたいと思います。

白い部分、主に白い部分が旧歴史民俗資料館の本館と新館の建物、及び収蔵庫とキュービクル、それからトイレとなっているんですけども、本館・新館の耐震改修、修繕、それからキュービクル室、トイレ棟、収蔵庫の3つの建物を新築する建築工事でございます。

工期は令和6年9月末を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 工期が令和6年末ということで、この3か年で継続なので、合計で3億1,800万ということでいいわけですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 3か年で、建築工事に関しましてはこの契約金額3億1,800万ほどでございます。3か年でございます。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 以前の何か資料で、令和4年、令和5年が金額が少なくて、令和6年

がすごく多かったような、予算配分はどうなっていますか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 予算配分は、令和5年度が、令和4年はもうあと3か月しかございませんので、ずれていまして、一番大きい部分は令和5年度になる予定です。次が令和6年度で、一番少ないのが令和4年度でございます。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） そうすると、令和7年4月1日にはオープンできるというふうに考えていいのですか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） その後、外構工事等ありますので、現在のところ令和7年4月のオープンは難しい状況でございます。ただ、これ、かなり余裕を持って取っております。その進捗状況を見合わせながら、今、令和7年中の開館を目指してあるところでございますが、この後ちょっと説明申し上げますけれども、不調案件も出ていますので、その計画に関しましては、また立て直す必要があると思っておりますが、現在は、令和7年中の開館を目指して行っているところです。

（奥山議員「なるべく早くお願いいたします」の声あり）

○議長（山本忠志君） ほかに質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第20、議案第88号 八丈島歴史民俗資料館耐震改修及び付属施設建築工事請負契約については原案どおり可決いたしました。

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第21、議案第89号 八丈島歴史民俗資料館及び附属施設機械設備工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類はただいまの次になります。

議案第89号 八丈島歴史民俗資料館及び附属施設機械設備工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈島歴史民俗資料館及び附属施設機械設備工事請負契約。

八丈島歴史民俗資料館及び附属施設機械設備工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的。八丈島歴史民俗資料館及び附属施設機械設備工事。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。金1億76万円。

4、契約の相手方。東京都八丈島八丈町中之郷3316番地1。有限会社秋田設備、代表取締役、秋田剛邦。

5、支出科目については省略いたします。

こちらも令和4年度から6年度の継続事業で、工期についてはこちらも同様、令和6年9月30日となっております。

説明。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容については、教育課長から説明をいたします。

○議長（山本忠志君） 説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 次のページにまた建築と同じ図面がついているんですけども、この建築に伴い、それと併せて、機械設備関係、空調設備ですとか給排水衛生設備、制御盤、消火設備工事などを行う契約でございます。

ここでちょっと報告といいますか、あるんですけども、通常、建築工事は建築と機械と電気設備、この3つを1つとして発注しているんですけども、今回、同時発注しました電気設備工事が入札不調に終わりました、現在、積算等を見直して、次の入札に向けて取り組

んでいるところでございます。その状況によりましては、先ほど申し上げたように、計画の見直しが必要になる可能性もございますが、取りあえずといいますか、落札されました建築と機械を先行で行わせていただいで、電気設備工事を落札しましたら、一斉にできるように取り組んでいきたいと考えております。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

8番。

○8番（岩崎由美君） なかなか大変な事業だと思います。ぜひ頑張っていたきたいと思うんですが、この後、令和7年度中にとということですが、これ、外壁とか、これからやりますよね。あと、展示のほうは、結構内装というか、それも変わると思うんですけども、それはどんな感じ、今、どのような方向性でしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） これは、外枠といいますか、建築に関わること、建物に関する工事でございます。それと同時に現在、展示に関わる展示基本設計というのを今年度中に行う予定でございます。それが出来上がりましたら、議会、それから住民の皆様には計画として、建物ではなくて、展示の内容をこういうふうに計画しているところを公表して、6年度に、実際の実設計に入りたいと思います。そこで金額が出て、令和5年度に実設計で6年度施行というところで予定しております。

（岩崎議員「分かりました。ありがとうございます」の声あり）

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 建物が終わってから、外構の工事に入ると思うんですけども、ここに車椅子用駐車場が2つあります。この施設に限らず病院とかいろんな施設、車椅子用の駐車場、一番いいところに設けていていいんですけども、ほとんど使われていない、空いているんですよね。今後、車椅子だけではなく、高齢者のマークのついた車とか、初心者マーク、そういう車も一緒に使えるように検討したらいかがかと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） この車椅子のところは初心者も止まれるようにということで、これは恐らく法令的に車椅子の方の駐車場を設けなければならないということになっておりま

すので、そこにほかの用途として止めるということの指定はできないかと思います。ただこの場所については、この外構に関しては、基本、まだ設計にも入っておりませんし、構想の段階でございますので、初心者用ですかね、ちょっと外構設計を落とした業者と相談していきたいと考えておるんですけれども、現在は、外構に関しましては、構想中の構想というところでございます。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 初心者というよりも、主に高齢者、高齢者のマークのついた車、すごい多いので、実際に車椅子のマークと高齢者のマークのついた駐車場を見たことあるので、できないことはないと思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。回答を求めますか。

それでは、ほかに質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第21、議案第89号 八丈島歴史民俗資料館及び附属施設機械設備工事請負契約については原案どおり可決されました。

◎認定第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第22、認定第4号 令和3年度八丈町一般会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類番号8番をお願いいたします。

認定第4号 令和3年度八丈町一般会計決算認定について。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度八丈町一般会計決算を、監査委員の意見を付けて認定に付します。

続きまして、令和3年度の一般会計の決算書、分厚い書類になりますが、6番目から7番目についております令和3年度一般会計及び特別会計決算審査資料、企画財政課資料1という2部をご用意いただけますか。

一般会計の決算書と企画財政課資料1をお願いいたします。

令和3年度一般会計決算書の1ページのほうをお願いします。厚いほうの書類になります。

令和3年度一般会計決算書の1ページです。

令和3年度一般会計決算額は、歳入総額88億4,603万9,899円で、前年度と比較して12.6%の減。歳出総額は86億247万2,846円で、前年度と比較して12.9%の減となりました。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は2億4,356万7,053円となりました。

続きまして、決算書の後ろのほうになりますが、151ページをお願いします。151ページ、実質収支に関する調書になります。起債は1,000円単位となっています。

3の歳入歳出差引額の欄になりますが、先ほどの2億4,356万7,000円から繰越明許費繰越額1億210万7,000円と、事故繰越し繰越額2,942万9,000円を差し引いた実質収支額は1億1,203万1,000円となります。

次に、また飛びますが、決算書の174ページをお願いいたします。174ページ、令和3年・2年度の款別決算額比較表になります。

歳入のうち、未収入額、真ん中よりちょっと右に未収入額というのがありますけれども、未収入額については、1款町税、次のページの14款使用料、下のページの21款諸収入を合計し1,991万8,531円となりました。対前年比で1,253万5,163円減少しております。調定に対する収入割合は、平成31年度が99.5%、令和2年度が99.6%、令和3年度が99.8%と、収入割合は年々改善しております。令和3年度の不納欠損額の合計は232万6,377円、真ん中辺に不納欠損額の合計がありますが232万6,377円となっております。

公債権である1款の町税が約214万、私債権の放棄では、14款の使用料が住宅使用料で約17万円となりました。

続きまして、歳入決算額の内訳ですが、決算審査資料、企画財政課の決算審査資料の1－2ページをお願いします。決算審査資料の1－2ページになります。

歳入につきましては、収入済みの決算額は、決算額（B）の欄の一番下、計になりますけれども、88億4,604万円で、左の列の予算現額88億9,422万9,000円に比べ、4,818万9,000円の収入減となっております。予算現額との比較で大きくマイナスとなっているのは、比較の欄になりますが、15款の国庫支出金3,996万円、これはコロナ臨時交付金関係の予算を繰越したためです。

主な構成比につきましては、11款の地方交付税34.7%、16款の都支出金25.4%、15款国庫支出金11%、1款の町税10.2%の順となっております。

次に、1－3ページ、歳出になります。決算額は、（B）の欄の一番下、86億247万3,000円で、予算現額に比べ96.7%の執行割合となりました。歳出の構成比につきましては、2款の総務費が21.6%、3款の民生費が20.2%、4款の衛生費が15.8%、10款教育費が8.8%、12款の公債費が8.2%、8款の土木費が7.6%の順となっております。

歳出の主な内容については、割愛させていただきます。

次に、1－4ページですが、前年度との歳入歳出の決算額の比較になります。

まず、歳入ですが、増となっているのは、地方交付税、諸収入、繰越金、財産収入などになります。地方交付税は、特別交付税5,500万円の減はあるものの普通交付税が3億6,200万円増となっています。諸収入では、旧庁舎の移転補償費1億2,700万円が増、繰越金は前年度繰越金が3,200万円、繰越明許費繰越金が3,600万円増となっています。財産収入につきましては、旧庁舎の土地売払いで4,700万円の増となっています。

大きく歳入減となっているのは、国庫支出金、都支出金、町債、寄附金、繰入金になります。国庫支出金は、コロナ対策の特別定額給付金、臨時交付金などが減となっています。特別給付金につきましては7億3,600万円、臨時交付金は2億5,200万円の減となっています。都支出金は、総合交付金が1億8,000万円ほど減となっています。町債は、新クリーンセンターの建設事業の関係で2億400万円の減などとなります。寄附金は、令和2年度は3億円のふるさと納税が令和3年度1億円となったため減となりました。繰入金は、公共施設整備基金1億円の減、新型コロナウイルス感染症緊急対策基金6,100万円の減などとなります。

続いて、右の表、歳出で大きく増えているものとしましては、土木費、教育費、消防費、災害復旧費となります。土木費は、橋梁関係が1,000万円の増、住宅関係で寺山団地の改修が2,900万円増となっています。教育費は、事業での比較は難しいのですが、小学校特別教

室空調設置 1 億1,300万円、給食センターの消毒保管庫購入3,520万円などとなっています。消防費は、三根分団の照明車購入で3,680万円の増となります。災害復旧は、道路橋梁災害復旧で1,000万円の増、その他教育施設災害復旧費で940万円の増などとなっています。

減額となったところは、衛生費、民生費、総務費、商工費、公債費となります。衛生費では、新クリーンセンター建設関係費が 4 億4,400万円の減、病院事業への繰出しが6,900万円の減などとなっています。民生費では、令和 2 年度の定額給付金が 7 億2,700万円の減。総務費では、基金積立金が 3 億3,600万円の減。商工費では、新型コロナウイルス補助金関係が3,300万円の減。ふるさと村の移築の経費が3,100万円減となっています。公債費では、都道府県貸付金が1,500万円減となっています。

次に、1－5 ページ、令和 3 年度の財政状況になります。

まず、実質公債費比率については、普通交付税の増、都道府県貸付金の償還金が減少したことにより12.0%と、2 年度に比べ0.2ポイントの減となりました。財政構造の弾力化を示す経常収支比率は78.3%となり、2 年度と比較して6.3ポイント減少、改善しております。地方交付税の増に伴い一般財源の負担割合が減少したことによるものです。

次に、地方債の令和 3 年度末の現在高は、令和 2 年度より 1 億9,855万円減の62億6,633万円となりました。積立金は後にしまして、債務負担行為は、庁舎の清掃や夜間警備委託、車両のリース料となります。積立金は、右の表になります。基金の現在高については、減債基金に8,850万円、公共施設整備費に 7 億3,800万円、ふるさと創生基金に6,800万円、計 8 億9,450万円を積み立て、令和 3 年度末現在で59億2,005万7,000円となりました。

新クリーンセンター建設事業、防災無線のデジタル化事業、その他の大規模改修事業などを控えていることから、依然楽観視することのできない額と考えております。

1－6 ページをお願いします。

左側は、歳出における性質別区分、右側は節別の区分となっています。

先に節別区分、右側の表についてですが、大きく減となるのは、18の負担金補助及び交付金、24の積立金、14の工事請負費となります。負担金補助及び交付金については、特別定額給付金の減によるものです。積立金については、基金積立ての減、工事請負費は新クリーンセンター関係の減額が主となります。一方、増となるのは、15の原材料費、16の公有財産購入費、23の投資及び出資が増となります。原材料費は浮き魚礁の資材代で増、公有財産購入費は住宅用地取得で増、投資及び出資は水道バス浄化槽会計の出資で増となっています。

次に、左の表、性質別区分についてですが、令和 2 年度との比較で、大きく額が増えてい

るところは、扶助費、人件費、投資及び出資金・貸付金の順となります。一方、減となった項目は、補助費、積立金、物件費等になります。

次に、1－7ページですが、表の一番左、左側のほうです。負担金では、12番の一部事務組合、最終処分場関係の負担金が1,599万3,000円の減、17番団体集客事業負担金が652万3,000円の減、4番地域経済基盤強化対策協議会が641万1,000円の減。増となったのは、18番キャッシュレス決済ポイント還元負担金が新規で650万1,000円の増となりました。

2番目の列からの補助金では、企業会計4会計合わせて1億5,138万7,000円の減、特別定額給付金7億2,700万円の減など、大きく減となっています。

1－8をお願いします。1－8ページになります。

地方債現在高の状況になります。

令和3年度末の合計は、62億6,633万1,000円となりました。地方債については、将来的な財政運営に影響が少なくなるように、交付税措置があるものを優先した借入りに努めてまいります。

資料の最後のページ、1－17ページ、こちらでは、債権放棄の状況を記載しております。このうち私債権の放棄については、条例で議会報告をすることになっていますので、一般会計分を担当課長から報告させていただきます。

○議長（山本忠志君） 不納欠損について。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 資料のほうは、令和3年度八丈町一般会計及び特別会計決算資料、建設課、資料の7番。こちらの7－16をご覧くださいと思います。

右の表、令和3年度町営住宅使用料決算額の表になります。

八丈町債権管理条例第14条に基づき、建設課が令和3年度に実施した債権、住宅使用料の放棄についてご報告いたします。

金額については、平成28年度分の17万6,800円で、1名分の債権になります。この債権につきましては、消滅時効による時効期間が経過しており、当該者となる1名が死亡していることから回収が不可能な債権でございます。

なお、住宅使用料の消滅時効は、民法第166条第1項第1号の規定により、5年となっております。

説明は以上です。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思うんですが、よろしいでしょうか。午後の部は13時、午後1時から午後の部に入りたいと思います。

休憩に入ります。

(午前 11時36分)

○議長（山本忠志君） それでは、再開いたします。

(午後 1時00分)

○議長（山本忠志君） お諮りします。

一般会計の決算認定については、初めに歳入、歳出については款を分けて進行したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認めます。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ数、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、一般会計決算書、歳入の11ページから45ページについて、質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

1番。

○1番（真田幸久君） これ、幾つかのところに関わるんですけども、11ページの町税の個人不納欠損額、また収入未償額のところですけども、こちらのほうは、いわゆるほかのところ、手数料とかでも同じように不納欠損額、それから収入未償額というのがあると思うんですけども、これは、ある意味同じような人が該当しているのでしょうか。すなわち利用者、もしくは町税を払っていない方が同一人物が多いのか。それとも、そうではないのか。

なぜお伺いしているかという、例えば同じ人であれば、何らかの方法で、徴収を進めるために一括で請求するとか、そういった徴収の仕方もあるのかなと思ひまして、ご質問しております。

○議長（山本忠志君） ちょっとお待ちください。

お待たせしました。徴収係長のほうより答弁いたします。

○税務課徴収係長（米田真理君） 使用料等で同じような方がいるかというご質問だったと

思うんですが、よろしいですか。

○議長（山本忠志君） マイクをもっと近づけて。

○税務課徴収係長（米田真理君） 失礼しました。使用料等で滞納がある方がいらっしゃるかというご質問だと思うんですが、中にはいらっしゃいます。債権がある方につきましては、課をまたいで協力して徴収するように努めております。徴収の方法については、使用料についてということでもよろしいですかね。失礼しました。町税等使用料の不納欠損で、重複している人がいるかというようなご質問だと思うんですけれども、全てのケースを照らし合わせて見たわけではないので、全て把握しているというわけではないんですけれども、中には一致していらっしゃる方もいらっしゃるかと思います。

○議長（山本忠志君） 1番。

○1番（真田幸久君） 私が質問した趣旨としましては、仮にそこが共通の方で、かつ支払わない理由が悪質な場合は、例えば、住宅の利用料だけではなくて、例えば水道とかを止めるという言い方よくないんですけれども、そういうようなところまで踏み込んでやることによって、あくまでも悪質な場合ですよ、支払わない理由は。そういったことのやり方もあるのかなと思いましたので、お伺いした次第です。

○議長（山本忠志君） 徴収係長。

○税務課徴収係長（米田真理君） 滞納がある方について、水道を止めたりとかそういうことがあるかということなんですけれども、それは、そこそこの課で管轄することですので、そういったことはないです。滞納があるからといって、課を越えて、例えば水道利用を止めてというようなことはないです。もちろん課をまたいで連携して徴収に取り組んでいますが、連携して取り組むことで、例えば税務課と福祉健康課の介護保険料ですとか、教育課の給食料ですとか、そういったことで、係員同士で連携して取り組んで徴収業務のほう、成果は出ているかと思えます。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに歳入に関する質問ございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、歳入についての質疑を終結いたします。

続いて、歳出、46ページの議会費から69ページの総務費までの質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

3番。どうぞ。

○3番（奥山幸子君） 幾つかあります。55ページの街路灯管理費が100万円近く、95万減額されているんですけども、これはLEDに替えているという、進んでいるので、節約できたというか、そういうふうを考えていいのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） まず、街路灯の昨年の実績なんですけれども、LEDへの、要はLEDへ切り替わった率としてでは、LEDは、全体の令和3年度では約92%もLEDのほうに替わっているということになります。そういったところで、電気料のほうも大幅に削減できているかなというふうに見ております。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） すみません。どの款ということではなくて、全般的に言えることでもよろしいですか。歳出において、不用額に当てはまるところの負担金補助及び交付金という項目で不用額になっているところがかかなり多く見受けられますが、これのうちいわゆるコロナによる事業が止まったりとか、そういったところでの影響分と、それ以外で考えるとどれぐらいの割合と考えられるのかと、もし分かるのであれば、その背景、コロナの関係で事業がストップしたとかということ以外で不用額になっている背景というところを、主なものがあれば、お教えいただきたいんですけども。

○議長（山本忠志君） 企画財政課係長。

○企画財政課財政係長（沖山 晃君） 負担金・補助金、主に民間に出す補助金と、あと協議会等に出す分担金等があるんですが、補助金に関しましては、イベントが中止になった時点で予算を落としています。なので、今、残額になっている部分は、多分、団体集客補助金とか、そういう部分は、執行に応じて年度末に結果が出ますので、そういった部分で残っている部分になってきます。

○議長（山本忠志君） 1番、よろしいですか。どうぞ。

○1番（真田幸久君） ということは、イベント中止が主だということであれば、それはいわゆるコロナでイベントが中止になったので、ほとんどの不用額はそれで説明できるという意味でしょうか。

○議長（山本忠志君） 企画財政課係長。

○企画財政課財政係長（沖山 晃君） お見込みのとおりとなります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにこの部分で69ページまでで、3番、どうぞ。

○3番（奥山幸子君） 58ページの多目的ホールの管理費の部分で、委託料が千五百何十万かありますけれども、これ、前は何か、記憶では、町職員が資格を持っていて、管理ができる人がいて、これを減額できるような話があったんですけれども、この委託先はどこで、町職員は、今その人がいないんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） この委託料は、保守管理の委託料でございます、島外の業者にお願いしております。

○議長（山本忠志君） そのほかございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 61ページなんですけれども、地熱館の管理費で減額になっているんですけれども、補正で。こちらが地熱のあそこの場所、1年間またオリックスが延びるというお話がありましたけれども、地熱館自体は、このままでいくと、この予算がさらに減額されるのかちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（山本忠志君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 地熱館につきましては、工事の期間中は、当然、営業はできませんので、地熱館事業というものは、現在のまま一旦停止中というか、そういった形になりますので、予算を多額に消費することはないというふうに考えております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。そのほか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 関連でいいですか。あそこの地熱発電が起きて、温室団地ができましたよね。今、壊していると聞いているんですが、温室のフレームですよね。それを撤去した後、町はどのように利用しようと考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 温室のフレームを撤去しているということですか。温水供給施設の撤去を今、計画してまして、先日、入札にかけたんですが、不調に終わってまして、温水供給の施設に関しては、今現在、供給をしていないので、その施設自体が新しい地熱発電とかの敷地にもありますので、その部分は撤去しなければならないというふうに考えてはおります。その撤去後というのは、もう新たには温水供給はいたしませんので、新たに何かをするというのは、供給施設としてはないです。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 温室、熱を、配管していた部分を撤去するのを町が負担してやるという話はしていましたよね。今、その工事をやっていて、工事をやっていないのかな、やっていない。費用は町が負担するという話は出ていましたよね。そしたら、その後はそのまま普通の温室として、継続して使うということでもいいですか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） そうですね。温室自体は、まだ使える施設がございますので、それは通常の温室として使っていただくというような形で、ただ、温水供給というのができませんので、代わりになる何か熱源とかを入れてやられている農業者さんもいらっしゃるというふうには聞いています。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

そのほかに質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、総務費までの質疑を終結いたします。

続いて、69ページの民生費から91ページの衛生費までの質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

8番。どうぞ。

○8番（岩崎由美君） 89ページ、塵芥処理費のところ、資料で、まず4-15、海岸漂着ごみの東京都の委託分なんですけれども、予算が2年度から3年度にかなり増えているのですが、これは単純に都の予算が増えていったことなのか。それとも、やっぱりごみの量が相当増えて、こういうふうになってきたのか。海岸のごみ、皆さん今いろいろな方が拾っているんですけれども、なかなか根絶は無理なんです、そのあたりちょっと教えてください。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 海外漂着ごみ、4-15につきまして令和2年度、確かに15トン、令和3年度28トンということで、倍近くなってございますが、令和2年度、コロナの影響等もあって、そういうボランティア活動がちょっと自粛したということのほかに、都の予算的なもので、こちらあくまでも都委託分の処理実績ということになっていきますので、都の予算との絡みということでご理解願いたいと思います。

（岩崎議員「分かりました。ありがとうございます」の声あり）

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

(岩崎議員「はい」の声あり)

○議長(山本忠志君) 8番。

○8番(岩崎由美君) もう1点なのですが、同じ資料の4-20なのですが、一般廃棄物処理費用は1人当たり、これ、だんだん下がっているんですね。これは人数で割っているから、ごみの総量が減っているという意味で理解してよろしいでしょうか。

○議長(山本忠志君) 住民課長。

○住民課長(佐藤真一君) この同じ4-20、左の上のほうですね。左上のほうに、燃やせるごみの処理実績で確かに2,653トン、令和2年度、令和3年度2,615トンと、頭の計算で今2%ほどぐらいですかね、下がっているというところになっております。ごみの処理実績のごみの量が減るという要因は、人口減も含まれますが、あと来島者等の絡みもございます。そういったことで、一概にごみの総量はイコール島の人口の減というわけではないんですけれども、こちら、支出額、左から2番目の中段の支出額、令和2年度、3年度ということでございますように、2億3,900万が2億2,700万の支出が減ったということで、1人当たりについては、コスト的には減っておりますが、ごみの量が大量に減ったとか、資源化が物すごく加速度的に進んだということではないということで、支出のほうが令和2年度に対して少なかったというのが実情だということで、ご理解願いたいと思います。

(岩崎議員「分かりました。ありがとうございます」の声あり)

○議長(山本忠志君) ほかに質問ございませんか。

3番。

○3番(奥山幸子君) 決算書のページは分からないんですけれども、住民課の資料の4-6ページですね。左側の公衆便所設置状況というのがありまして、以前、東京都の中で、トイレの洋式化率が一番八丈島、低かったように思うんですね。新聞に出たような気がするんですけども、それを基に町長が洋式化をするということを宣言なさったように思うんですが。

(町長「学校」の声あり)

○3番(奥山幸子君) 学校でしたっけ、これは公衆便所ということで、これを見ますと和式、結構多いんですよ。これをやはり洋式化すべきと思うんですよ。まだこんなに和式があったのかなってちょっとびっくりしているんですけれども、地方に行きますと、地方に視察とか行くと、やっぱり和式の割合が高いのは、地方に行くほど高くなるという傾向があって、地方の中でも、都心の新幹線がある駅とかだと全部洋式になっているということがありまして、やっぱり観光地ですから、使いやすいトイレであってほしいなと思っておりますので、

この辺、ご検討できないでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 以前、申し訳ないのですが、どなたか議員先生で質問していただいて、5番議員ですかね。6番議員ですか。申し訳ございません。洋式化に因ってまいりますということでお答え申し上げました。その路線に沿って、和式のほうを洋式にできるスペースがあれば、洋式化にしておるのが現状です。今、残っている、洋式化になっていても和式が残っているのは、申し訳ないんですけども、スペース的にどうしても和式しかできないというところで、ご理解願いたいと存じます。

以上です。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

1番。

○1番（真田幸久君） 今の質問に関連した質問ですけれども、洋式化が一般化しているという話がある一方で、衛生面から、実際に要は洋式の便器にお尻をつけたくないという方もいらっしゃるるので、それはそれとして、ある一定数は、和式も残す必要もあるのかなと考えているんですけども、そこは最終的に全部洋式に、スペースの関連の理由を除いては、全て洋式に替えるという方向性なんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） その点も、以前、全ての洋式化までは、というのは、今おっしゃったように、やはり衛生的にどうしても受け入れられないという方もいらっしゃるということで、和式で残すものは残そうと。ただ、時代の流れといいますか、そういうような流れの中で、和式も少しは残しますけれども、洋式化できるところは洋式化していこうということでご理解願いたいと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

11番。

○11番（浅沼憲春君） すみません。公衆トイレの関連ですが、町の施設ではないんですけども、八丈園地、八高の前、あそこトイレ、八丈支庁の担当なんですけれども、あそこは大賀郷の高齢者のグラウンドゴルフとかいろいろやっているんですよね。あそこ和式だと、高齢者だとしゃがむのが大変だということなので、できれば洋式に替えていただけるように、

支庁のほうに要望を出していただけないかと思っているんですが。

○議長（山本忠志君） 総務課長。

○総務課長（高野秀男君） 私のほうで、支庁とは、いろいろと予算等、また新たな事業だったりとかするときは、いろいろ情報交換をするような場は当然あります。そういったところで、町の議会のほうから、都の施設についても、今言ったような要望があったということは、お伝えしていきたいと思います。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、衛生費までの質疑を終結いたします。

続いて、91ページの労働費から112ページの商工費まで、質疑をお受けいたします。

91から112です。

質問ございますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 109ページ。3の物流センターの管理費なんですけれども、私は、物流センターに荷物を預けているんですが、冷蔵の設備が壊れて、場合によったら引き取ってほしいとかいう連絡があって、結果的にはなかったんですけども、相当老朽化しているんですよ、建物及び設備が。この建て替え等についても、完全に壊れる前に検討しなきゃいけないんじゃないかと思うんですが、その辺の町の考えをお聞かせください。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 議員おっしゃるとおり、老朽化が進んでいる施設でありまして、いつの段階でどのようにというのは、検討部会等を立ち上げて検討する時期に近づいているのかなという認識はございます。ただ、具体的に、その冷蔵冷凍設備だけでいいのか。ほかに付随させるものとかがあるのか。建設予定地をどこにするか等々いろいろ調整をしなければならぬ案件もございますので、そこら辺は、ここの事業計画の中で、直近の3年以内ぐらいに、そういうコンサル等を入れて、どのような設備が島の今の現状に合っているかというのを図っていければというふうには考えてございます。ただ、まだ事業の具体化であったりとか、予算化であったりとかというわけではございませんので、そこら辺は、そのようにご理解いただければと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 事情は分かりますけれども、もう相当限界に近づいていると思いますので、できるだけ早く対応していただきたいと思います。要望です。

○議長（山本忠志君） そのほかに質問ございますか。

11番。

○11番（浅沼憲春君） 110ページの観光費関連なんですけど、神湊の抜舟の場というのを分かりますでしょうか。あそこの看板が、説明文が真っ白で何も分からないんですよ。入口のたしか木か何かでコンクリートに打っているやつも多分波か風で飛ばされているので、観光客も来るところなので、もしよかったらお願いしたいです。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 確認して対応させていただければと思いますので、まずは、現場を確認させていただければと思います。

○議長（山本忠志君） ほかにございますか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 決算書の102ページの鳥獣対策費なんですけれども、これはカラスだけなのでしょうか。カラスのほかに、ヤギはいないよね。カラスだけですか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 捕獲はカラスだけです。ノヤギは、今、生息しているというふうには。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） まだごみの集積場で荒らされている部分が結構散見されるんですよ。カラスの捕獲、これ年々、減っているのか、増えているのか、その辺はどういうふうな状況でしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 監査でも指摘がありましたが、カラスの箱わなを木製から鉄製に替えたところ、カラスのほうの警戒度が高まりまして、捕獲の頭数が減ってしまったというようなことがございます。今、カラスに警戒を慣れるまでというのがいいのか、慣れたら逆に入ってこなくなるのかということも含めて、カモフラージュの何か木で装飾するか、そのような形で、なるべく今の新しい箱わなでも、ガラスが入るような形で、工夫ができないかということで、今、考えているところではあります。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） せっかく新しくしたのに、入らなくなっちゃったって、どういうことなんですかね。構造上の問題なのか。その辺はちょっと、使っているところに聞いてみるとかしてみてください。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 今、そこら辺も含めて、実際に鉄だったら駄目なのかというところも含めて、検証はしていくように指示はしております。

○議長（山本忠志君） ほかにございませんか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 93ページ、農林水産業費の農業委員会費で、産業観光課の資料6で言うと6-3になります。ここに、農業委員会費のところ、地域振興プロジェクト推進事業視察ってあるんですけども、そこ、この年度で終わっていると思うんですけども、まず、内容の説明をお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 地域振興プロジェクトというのが、東京都の農業会議が主導で行っている事業で、地域の中で、八丈でいうと、昨年でいうと、切り葉・切り花の出荷が日本一であるというような、ブランド化とかそういう地域の特性を生かしたのを見い出すというような形で、先進的な取組をしているところの視察等を行うというような事業となっております。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） ありがとうございます。切り葉・切り花が日本一になったということで、令和4年度、今年度もですけども、来年度に向けて、これをうまく宣伝して、さらにブランド力を強めていく。そういう取組をしていくとは思んですけども、どのような内容でやるかとか、もし計画があれば教えてください。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） そこは、農協さんとも相談をして、出荷の箱にしようかというふうなお話をしたんですが、出荷の箱というのは、市場のほうで解体されてしまうので、実際の花屋さんとかに届くときには、そこが見えなくなってしまうというようなこともあるので、花屋さんへ届くような形のPRの仕方というのを、向こうの市場の方とも相談しながら決めていこうというようなことで、農協と相談はしているんですが、具体的な案がまだ出ていないというところでご理解いただければと思います。

○議長（山本忠志君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） ありがとうございます。

これ、令和3年度に、これ調べて、日本一になりましたと。いつ日本一が違うところになるかも分からないので、早めに対策を取って、それも大々的になるべくやっていただくとありがたいと思うので、今後ともよろしくお願いします。要望です。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ありますか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 103ページの田園空間費、これ、前、泉と言われた公園だと思われるんですけども、私、毎日みたいに通るんですけども、公園と言えないような状態で草が生えていて、散策もできないような状況になっているんですが、この管理を強化していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） そうですね。草のほうは、草刈りは定期的に行うようにはしているんですが、それより草の生える速度が速いというところで、大変ご迷惑をおかけしているかと思うんですが、稲刈りとか田植とか、そのときに集中的に皆さんいらっしゃるということもあるので、時期のほうを、その前後というような形で、草刈りのほうは実施しているんですけども、通年できるような形で時期の見直しとか考えて、皆さんが快適に過ごせるような形で考えていければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（山本忠志君） 6番。

○6番（金川孝幸君） 田んぼの周りは結構きれいになっているんですけども、下の池の周りがすごい草。ベンチ等もあるんですけども、とても使える状態になっていないんですね。あと、ホテル水路なんかはまた別なのかとは思いますが、ホテルの時期には、道路の途中に、車の進入を規制するような看板があるんですけども、これが相当長期間ありまして、観光のお客さんに、まだ見えるのって聞いたことあるんですよ。やはりそちらの管理も、もう見えなくなったら撤去するとか、管理を徹底していただきたいと思います。

○議長（山本忠志君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） ご指摘のとおり、大体7月上旬ぐらいまでですかね。長くてもそれぐらいまでになっているので、それ以降は、進入規制しているわけではなくて、お願いをしている看板ですけども、その看板については、適切な時期に撤去していくということで取り組んでいきたいと思います。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかにかがですか、112ページまで。

8番。

○8番（岩崎由美君） 予算書のほうは、決算書のほうでは107になるのかな、産業関係で、資料の企画財政、1番の1－7の部分で、宝物ブランド観光振興事業というのが、補助金が令和2年は525万円あったんですけども、それがゼロになっている。宝島の事業と宝物の事業があって、ちょっと複雑で分からないですけども、これは、令和3年度はこの事業そのものがなかったということでもいいんですかね。

○議長（山本忠志君） どなたが回答しますか。ちょっとお待ちください。

ちょっとお待ちください。今、打合せしていますから。

産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） こちらの宝物ブランドのほうは、東京都の観光部のほうの事業で、パンフレットとかリーフレットとか、島のPRのための作成ということで、都からの補助金を活用した事業で、令和3年度にはもうないというような事業となります。

宝物と宝島、これ、同じ東京都なんですけれども、観光部と総務局と、いろいろまたがっているものがございまして、東京都観光振興財団、そちらのほうの主となって、いろんな事業を展開しているのが宝島の事業となります。

皆さんが見たことがあるもので言いますと、エコバッグで、東京の宝島のエコバッグというのが、これも令和2年ぐらいだと思うんですけども、東京都からの事業で、出ているものがあると思います。

あと、庁舎内にございますのが、鉢物の鉢カバー、ああいうようなもので、特産品のPRにもつながるといような形のもので、事業を実施していただいでいて、そういうような形のものでございます。

○議長（山本忠志君） 8番。

○8番（岩崎由美君） ありがとうございます。

あと宝島は「七色八丈」という、多分、人の図鑑、いろんな人が出てくる写真集みたいのをつくったかなと思います。同じ東京都で二つで、同じような事業なんだけれども、結果は全然違う。結局令和3年は宝物の事業はなかったということで、理解してよろしいですか。これは減額とかそういうことではなく、事業そのものがなかった。

（産業観光課長「ちょっと待ってください」の声あり）

○議長（山本忠志君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） すみません。都からの補助金の入り方というんですかね、それも変わってまして、東京都から直接ではなく、東京都の観光振興財団、先ほども言いました、財団のほうから入っていますので、歳入の科目も補助金から雑入とかというような形に変わって、事業の実施も、補助金で支出をするのではなくて、委託をして何かをしてもらうというような委託料というような形で、変わっているのはこの補助金というところからは除かれます。事業自体は行っています。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

8番。

○8番（岩崎由美君） その継続している事業としては、私が見たのはパンフレット類を宝物でやっていたのかなと思うんですけども、では3年も宝物やっていたんですね。要するに、ここの科目ではないんですけども、いいです。大丈夫です。そういうことですよね。

なので、ここの書き方とかが、これだと、何か事業を減額されるとか、していないとか、そんなふうに見えちゃうので、止めるとか何かそういう書き方のほうがいいのかになってちょっと思いました。実際にはほかのところで行っていると。その確認です。個人的な意見、この宝物と宝島の事業を見て、何だかなと思っていたんですけども、ちなみにエコバッグは見ていないです。で、終わり。大丈夫です。以上。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

そのほか質問ありますか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、商工費までの質疑を終結いたします。

続いて、112ページの土木費から124ページの消防費までの質疑をお受けいたします。112から124。質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、消防費までの質疑を終結いたします。

続いて、124ページの教育費から150ページの予備費までの質疑をお受けいたします。124から150ページまで、質問ございませんか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 資料の教育課の9－5ページの10と11の部分で、体育協会の予算額が載っているんですけども、それが減額されているので、その理由を教えてください。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） これは11と12ですね。

（奥山議員「10と11」の声あり）

○教育課長（菊池 良君） 10と11、これは実績によるもので、島外の遠征ですとか、そういうのが、令和3年度は、コロナのために中止して行けなかったり、そういうところで予定していた計画予算がつかなかったというところで、実績で減額されております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

○3番（奥山幸子君） もう一件いいですか。

○議長（山本忠志君） 3番。

○3番（奥山幸子君） 先ほど住民課のあれで、公衆トイレのお話、伺ったんですが、町長から学校だよと言われたので、学校のトイレの改修状況はいかがなんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 今年度、三原学園ですから、三原中と三原小学校の和便器16基、洋便器に替える予定でございます。来年以降、大賀郷小・中、それから三根小、三根小は大規模改修が富士中学校の後に控えておりますので、どうするかまだ考えていないんですけれども、順番としては、大規模改修が遅い小・中学校から洋便器化を図っていく計画でございます。今年度は、三原小・中学校。

（奥山議員「今年度で終わるということですね」の声あり）

○教育課長（菊池 良君） そうです。今年度で。

（奥山議員「ありがとうございます」の声あり）

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

6番。

○6番（金川孝幸君） 135ページの公民館費なんですけれども、婦人会で、週1回、高齢者への弁当を公民館で作っていると思うんですけれども、有償で弁当を配布しているために、公民館の使用料がかかっているというふうに聞いております。ただ、有償といっても利益目的ではなくて福祉目的の事業なので、公民館の使用料を減免するとか、そういうことは考えられないでしょうか。

○議長（山本忠志君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） その相談がありまして、教育課としては、公共性が強いというと

ころで、担当部署から申請があれば減免できるかなというふうに考えております。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） ただいまの利用料の件なのですが、確かに八丈町の社会福祉協議会さんのほうから、そういったお話もいただきまして、うちと社協さんとお話をし、教育のほうにもちょっと相談を持ってきました。いろいろ検討した結果、一応補助金、東京都と町のお金で、社協さんにその分を公共性の部分もあるので、補助という形で出そうかということで、検討は今進んでおります。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

8番。

○8番（岩崎由美君） 決算審査意見についてのところなんですけれども、最後のページのほうで、いろいろあるんですけれども、コロナとか、それからいろいろ予算も厳しい中、ワクチンの件だとか、昨日も子供の補助のこととか、役場の皆さんが、令和3年度もすごく一生懸命真摯に活動されていて、本当に頭が下がる思いでした。そのことがここに書かれているので、やはり感謝の気持ちを申し上げたいと思います。町長以下、あと財政のほうも少しづつではあっても、実質公債費なんかも下がっているようなので、今後とも頑張っていただきたいなと思って、私個人からですけれども、エールを送りたいと思います。これは意見なので、回答はなくて結構です。

○議長（山本忠志君） 分かりました。ほかに質問ありますか。よろしいですかね。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第22、認定第4号 令和3年度八丈町一般会計決算認定については原案どおり認定いたしました。

◎認定第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第23、認定第5号 令和3年度八丈町介護保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） それでは、書類番号8番の2枚目をお願いいたします。

認定第5号 令和3年度八丈町介護保険特別会計決算認定について。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度八丈町介護保険特別会計決算を、監査委員の意見を付けて認定に付します。

ということで、令和3年度のお手元にある特別会計の決算書、こちらのほうをお願いいたします。

まず2ページをご覧ください。

決算額のみを申し上げます。

歳入10億9,443万283円。歳出10億7,556万6,427円。歳入歳出差引き残高1,886万3,856円、翌年度へ繰越し。

次のページをお願いいたします。

歳入でございます。

こちらにも収入済額のみ申し上げます。

1款保険料1億9,406万5,500円。現年度分につきましては、2年度に引き続きまして、徴収率98%を超えることができました。

2款分担金及び負担金8,280円。こちらは青ヶ島村さんからの介護認定に係る事務委託金ということで、3年度の実績は2件でございました。1件当たりの手数料は4,140円というところです。

4款国庫支出金2億6,212万4,969円、5款支払基金交付金2億7,027万5,000円、6款都支出金1億5,356万1,974円。国庫支出金から都の支出金までは、それぞれ各負担割合での歳入

となります。

4 ページのほうをお願いいたします。

8 款繰入金 1 億9,351万5,893円、繰入金につきましては、町の介護給付負担分12.5%のほか人件費、あと介護保険のシステムの委託料、あと認定調査に関する費用が主なものとなります。

9 款繰越金2,062万8,247円、10 款諸収入25万420円。

以上、歳入合計、収入済額が10億9,443万283円となります。

次のページをお願いいたします。

こちらは歳出でございます。こちらのほうも、支出済額のみを申し上げます。

1 款総務費3,623万1,568円。歳入のほうでも触れましたが、職員の人件費、あと介護保険のシステム、あと認定調査に関する費用が主なものとなります。

2 款保険給付費 9 億4,802万7,896円、平成28年度、29年度と前年度より減少傾向にありましたが、平成30年度からは上昇に転じてございます。3 年度も増となってございます。

4 款基金積立金1,104万9,818円、介護給付費準備基金への積立金となります。ちなみに、令和2 年度末での保有額が3,371万2,826円となりますので、3 年度末でいきますと、プラス1,100万で、4,400の保有額ということになってございます。

6 ページのほうをお願いいたします。

5 款地域支援事業費6,078万8,735円、2 年度より約4,947万円の増となってございます。主に要支援 1 や 2 の方の通所型サービスや地域包括支援センターへの委託料、あと、おむつ代の支給などに係るものでございます。

6 款諸支出金1,946万8,410円、一般会計への繰出金、国や東京都への返還金、あと保険料の還付金になります。

以上、歳出合計の支出済額が10億7,556万6,427円、歳入歳出差引き残額が1,886万3,856円で、翌年度に繰り越し。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目などを必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

質問ございませんか。

3番。

○3番（奥山幸子君） 5ページの一番最後の基金積立金ですけれども、課長の説明で1,100万円、基金があるということで、その前の保有額が3,300万、合わせて4,400万ぐらいありますということで、この基金は、今、8期ですけれども、次回の介護保険料の算定に減額するように、軽減するように配慮していただける額なんでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今のお話で、まず、令和3年度末での保有額、こちらが3,371万2,826円ございました。今回のこの3年度末での積立て1,104万9,000円、合わせて保有額が現在4,476万2,644円ございます。ただ、すみません、今「現在」と言ってしまったんですが、実はこの間の補正で、基金からの取崩しで600万円ほど取り崩している分があるので、それを差し引いた残りの金額が保有額ということでございますので、次、再来年ですよね、第9期の計画の際には、やはり住民の方の保険料の負担、こちらのことを考えますと、やはりこの基金を取り崩して、お1人お1人の負担の増をできるだけ抑えようということで、国のほうでも、次期第9期のときには、保険料の値上げというのは、もう報道でも流れているので、ただ具体的にどれぐらいというのは、うちのほうにはまだ情報はございませんが、なるべく負担を少なく、小さくするように活用してまいりたいと考えております。

○議長（山本忠志君） ほかに質問ありませんか。

7番。

○7番（沖山 昇君） 5ページ、介護給付費、増えているようなんですけれども、養和会にしても、社会福祉協議会にしても、今現在、介護職が不足しているという話が、実は聞こえてきております。十分な介護を受けるためにも、介護職、必要だろーと思いたすが、町のほうで何か考えございますでしょうか。

○議長（山本忠志君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 介護職のこの人材の問題は、介護のみならず、本当にいろんな、全国的にいろいろと問題になっているというところでもございます。そうした中でやはり私たちができることは、また小っちゃなことではございますけれども、先月は、池袋で行われているアイランダー、島嶼の移住定住等のご案内とか、そういったところにも、町の各事業者の方々にお声掛けをして、連絡先、チラシ等を作って、そこの窓口にも、うちの職員も、企財の職員と一緒に出向きまして、いろいろ宣伝をさせていただいた。ただやはりこれだけではどうしようもないということで、外国人の労働者の話もございますが、そういったとこ

ろも、技能実習生のほうの制度も、今、国のほうが、特定の制度というか、そういったところに持っていくような話もございますので、その辺も注視しながら、できるだけやっていきたい。ただ私が先日見た報道の中では、逆に自助や共助や公助等のお話もございますが、全て施設で、例えば入られた方、全ておむつだけにするとか、そういうことではなく、ご自身でトイレまで連れていけば、自分でできるという方もいらっしゃるということなので、そういったときには、おむつを使わないような、介護を逆に減らすというような試みを行っている事業者さんも、都内のほうではあるということで聞いておりますので、その辺もいろいろ参考にしながら、今後のことを考えていきたいと考えております。

○議長（山本忠志君） よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第23、認定第5号 令和3年度八丈町介護保険特別会計決算認定については原案どおり認定いたしました。

◎認定第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第24、認定第6号 令和3年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 表紙につきましては、書類番号8番で、介護の次になります。

認定第6号 令和3年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定について。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算を、監査委員の意見を付けて認定に付します。

介護と同様、令和3年度八丈町特別会計決算書、こちらをご覧くださいと存じます。

介護の次、黄色の用紙の次になります。44ページをお願いいたします。

44ページ、令和3年度八丈町後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額、下のようになります、2億726万1,072円。歳出総額は2億719万8,188円となりました。

45ページをお願いいたします。次のページです。

歳入のほうから、款の収入済額を中心に説明申し上げます。

1款の後期高齢者医療保険料8,031万7,300円、前年度と比較しますと約187万7,000円の増となっております。被保険者数は22名減の1,375人、保険料の収納率は令和3年度分は前年度と同様に99.82%、過年度分は58.67%の収納となりました。収入未償額、こちら右側から2列目です。19万7,300円中、過年度、令和2年度分の収入未償額が5万6,500円あり、お1人が該当で、その方が生活保護受給者になられたため、現在執行停止中であり、4年度末で不納欠損予定となっております。

次の2款を飛ばしまして、3款の都支出金56万2,000円、保健事業の支援に関する補助金となります。

4款繰入金、一般会計からの繰入金で1億1,987万432円、約217万円の増。規定により区市町村の負担金として、職員給与や事務費、療養給付費負担金のほか、低所得者対策として、保険基盤安定分2,645万4,472円や保険料軽減分等が一般会計から繰入れされます。

歳出の医療費、療養給付費負担金に対応する療養給付費繰入金は、令和2年度は受診控えが顕著でありましたが、令和3年度は585万円ほど増の7,505万1,507円となりました。

その下、5款繰越金6万1,693円、前年度の繰越金となります。

6款諸収入644万9,647円、4項受託事業収入は、広域連合からの収入で、葬祭費や健康診査の受託事業収入となります。

下の46ページになります。歳入合計2億726万1,072円となりました。

次に、47ページ、歳出となります。

1款総務費857万3,780円、職員人件費や事務費等でございます。

2 款保険給付費410万円、当該年度の葬祭費82名分の支出となります。

3 款広域連合納付金 1 億9,110万4,572円、医療給付費の負担金など、東京都の全ての区市町村で組織し、制度運営をしている後期連合への納付金となります。

4 款保健事業費209万7,743円、特定健診208名分、前年よりプラス 8 名でございます。

5 款諸支出金132万2,093円、保険料の還付金のほか前年度の繰越金や事業費の精算分を一般会計へ繰り出す支出が主となります。

6 款の予備費を飛ばしまして、歳出合計 2 億719万8,188円、歳入差引き残額 6 万2,884円を令和 4 年度会計へ繰越いたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（山本忠志君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第24、認定第 6 号 令和 3 年度八丈町後期高齢者医療特別会計決算認定については原案どおり認定いたしました。

◎認定第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第25、認定第 7 号 令和 3 年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、住民課長。

○住民課長(佐藤真一君) 表題につきましては、同じく書類番号8番、後期の次のページになります。

認定第7号 令和3年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定について。

令和4年12月6日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度八丈町国民健康保険特別会計決算を、監査委員の意見を付けて認定に付します。

先ほどの後期の次になります。ピンク色の次のページになります。66ページをお願いいたします。

令和3年度八丈町国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額、こちらも下のほうになりますが11億5,140万6,980円、歳出総額は10億8,767万7,117円となりました。

67ページをお願いいたします。

後期同様、歳入のほうから、款の収入済額を中心に説明してまいります。

歳入の1番目、1款国民健康保険税2億2,742万9,261円、前年度と比べ約97万円の増となりました。被保険者数の年間平均は、前年比マイナス88人の2,458人と減少しましたが、徴収率の上昇等により、若干の増となりました。徴収率は現年分プラス0.2の96.2%、過年度分49.7%、合算でプラス1.3の92.4%となりました。

なお不納欠損額の欄の説明となりますが、6人分の72万959円を執行停止後3年経過により、3人分の3万6,000円を納付義務の消滅により、4人分の56万4,800円を執行停止期間中の時効完成により、1人分の13万5,600円を時効完成により、計14人分の145万7,359円を不納欠損してございます。

次に、2款を飛ばしまして、3款国庫支出金124万7,000円は、国保税のコロナ減免による10分の6の補助金となります。

次に、その下4款都支出金7億6,255万7,027円、歳出の保険給付費の減に伴い、普通交付金が2,695万円ほど減となっております。

5款を飛ばしまして、6款一般会計からの繰入金で1億260万284円、このうち1,883万8,000円は、法定外繰入れ分、いわゆる赤字分となります。赤字分は、昨年と比べ1,393万

4,000円減となりました。

7款前年度からの繰越金で5,485万719円。その下、8款諸収入272万2,693円。これは保険税延滞金や第三者納付金や不当利得返納金等となっております。

なお不納欠損としまして、八丈町の国保に非該当となった1人分の不当利得46万2,767円から、少額訴訟により国保税還付金の債務名義を取得し、19万5,000円を差し押え、残りの26万7,767円を八丈町債権管理条例第14条により不納欠損いたしました。

一番下の歳入合計11億5,140万6,984円の収入となりました。昨年度と比較しますと、約3,039万円の減という状況でございます。

続きまして、次の69ページ、歳出となります。

歳入同様、款の支出済額で説明申し上げます。

1款総務費2,677万3,783円。運営協議会費や職員人件費、事務費等でございます。

2款保険給付費6億8,000万6,241円。医療費の支払い分等々となり、昨年度と比較しますと約4,330万円の減。コロナ禍の影響のほか、被保険者の減少及び1人当たり平均医療費も31万8,228円で、前年比3,406円の減となっております。

3款国民健康保険事業費納付金2億9,548万8,907円、国民健康保険財政運営の都道府県化に伴い、東京都へ納付するものでございます。1,267万円余減となっております。

下の70ページの4款共同事業費拠出金10円、過年度分の精算となります。

5款保健事業費、特定健診の経費でございます、1,227万1,382円。昨年度と比較しますと、プラス14人の566人が受診し、受診率はプラス3.5%となりました。その中で、保健指導が必要な方が92名いらっしゃいましたが、参加した方は24名という結果でございました。

6款及び7款を飛ばしまして、8款諸支出金7,313万6,794円、過年度の負担金等の額の確定や修正申告などに伴う返還金のほか、病院事業への繰出金等となります。

9款予備費を飛ばしまして、一番下の歳出合計10億8,767万7,117円、昨年度と比較しますと、約3,927万円の減という状況でございました。

歳入から歳出を差し引いた残額6,372万9,867円を翌年度へ繰り越しました。

以上で、令和3年度の国保特別会計の決算状況の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（山本忠志君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。質問はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(山本忠志君) それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(山本忠志君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本忠志君) ご異議ないものと認め、日程第25、認定第7号 令和3年度八丈町国民健康保険特別会計決算認定については原案どおり認定いたしました。

◎発議第4号の上程、説明、採決

○議長(山本忠志君) 続いて、日程第26、発議第4号 八丈町議会の個人情報の保護に関する条例を上程いたします。

提出者、3番、奥山幸子君、ご登壇願います。

(3番 奥山幸子君 登壇)

○3番(奥山幸子君) 発議第4号 八丈町議会の個人情報の保護に関する条例。

地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により、上記議案を提出する。

令和4年12月6日、提出者、八丈町議会議員、奥山幸子。

賛成者、八丈町議会議員、真田幸久、同浅沼隆章、同浅沼清孝、同山下則子、同金川孝幸、同冲山 昇、同岩崎由美、同浅沼碧海、同山下 巧、同浅沼憲春。

八丈町議会議長、山本忠志殿。

説明。個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)改正に伴い、条例を制定する必要があるため本案を提出する。

○議長(山本忠志君) 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第26、発議第4号 八丈町議会の個人情報保護に関する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎承認第18号の上程、承認

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第27、承認第18号 議員の派遣承認についてを上程いたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午後 2時21分）

○議長（山本忠志君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 2時22分）

○議長（山本忠志君） 日程第27、承認第18号 議員の派遣承認について（フリージアまつり表敬訪問）については、2番、浅沼隆章君と、8番、岩崎由美君と、私を含め3名を派遣することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（山本忠志君） 続いて、日程第28、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものとしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、日程第28、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（山本忠志君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本忠志君） ご異議ないものと認め、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

令和4年第四回八丈町議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時24分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年12月7日

議 長 山 本 忠 志

署 名 議 員 山 下 則 子

署 名 議 員 金 川 孝 幸